

北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る

第3回検討委員会

議事次第

日時：令和4年3月17日(木)18:30～20:00

場所：赤羽会館小ホール

方式：ハイブリッド方式(対面・Web)

Web アドレス(Zoom)：

1. 開会

2. 報告事項

(1)委員の変更について(資料1)

3. 議題

(1)前回の振り返り(資料2)

(2)区民意識調査について(資料3)

(3)個別避難計画作成フローについて(資料4、5)

(4)個別避難計画作成におけるモデル地区の取組みについて(資料6、7)

(5)要配慮者利用施設の避難について(資料8)

(6)今後のスケジュール(資料9)

4. その他

(1)意見聴取について(資料10)

5. 閉会

【配付資料】

資料1：委員名簿

資料2：第2回検討委員会議事録

資料3：区民意識調査の実施状況について

資料4：個別避難計画作成について

資料5：個別避難計画作成の優先度

資料6：個別避難計画作成シート(個人カルテ)について

資料7：計画作成及び支援内容毎の役割分担表(案)

資料8：要配慮者利用施設の避難について

別紙1：見直し検討中の施設種別分類

別紙2：要配慮者利用施設管理者へのヒアリング(議事概要)

資料9：今後のスケジュール

資料10：意見聴取様式

東京都北区大規模水害避難行動支援計画策定に伴う検討委員会委員名簿（令和4年3月1日現在）

区分	No	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	1	加藤 孝明	東京大学生産技術研究所教授	
	2	早坂 聡久	東洋大学ライフデザイン学部准教授	
	3	浅野 幸子	減災と男女共同参画研修推進センター代表 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員	
庁外関係者	4	石倉 健一	北区町会自治会連合会 （堀船町会自治会連合会会長）	地域（支援等関係者）
	5	田中 義正	北区民生委員児童委員協議会会長	地域（支援等関係者）
	6	由井 洋子	地域包括支援センター （みずべの苑高齢者あんしんセンター）	高齢者（支援等関係者）
	7	大場 栄作	北区ケアマネジャーの会 （地域ケアセンターわかば 所長）	高齢者（支援等関係者）
	8	井上 良子	NPO法人ピアネット北理事長	障害者（支援等関係者）
	9	中村 猛	NPO法人北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	障害者（支援等関係者）
	10	安楽 順子	北区訪問看護ステーション連絡協議会副会長 （医師会訪問看護ステーション）	保健医療（支援等関係者）
行政	11	小宮山 庄一	危機管理室長	防災
	12	飯窪 英一	健康福祉部健康福祉課長	避難行動要支援者
	13	岩田 直子	健康福祉部高齢福祉課長	高齢者
	14	田名邊 要策	健康福祉部障害福祉課長	障害者

東京都北区大規模水害避難行動支援計画策定に係る 第 2 回検討委員会 要旨

■ 日 時：令和 3 年 11 月 9 日（火）18:00～19:30

■ 場 所：北とびあ第一研修室

■ 出席者：

区分	No.	氏名	出欠	所属・役職	備考
経験者 学識	1	加藤 孝明	対面参加	東京大学生産技術研究所教授	
	2	早坂 聡久	対面参加	東洋大学ライフデザイン学部准教授	
	3	浅野 幸子	対面参加	減災と男女共同参画研修推進センター代表 早稲田大学地域社会と危機管理研究所 招聘研究員	
庁外関係者	4	石倉 健一	対面参加	北区町会自治会連合会 (堀船町会自治会連合会会長)	地域 (支援等関係者)
	5	田中 義正	対面参加	北区民生委員児童委員協議会会長	地域 (支援等関係者)
	6	堀 雅洋	対面参加	地域包括支援センター (みずべの苑高齢者あんしんセンター)	高齢者 (支援等関係者)
	7	大場 栄作	対面参加	北区ケアマネジャーの会 (地域ケアセンターわかば 所長)	高齢者 (支援等関係者)
	8	井上 良子	対面参加	NPO 法人ピアネット北理事長	障害者 (支援等関係者)
	9	中村 猛	対面参加	NPO 法人北区精神障害者を守る家族会 飛鳥会	障害者 (支援等関係者)
	10	安楽 順子	対面参加	北区訪問看護ステーション連絡協議会副会長 (医師会訪問看護ステーション)	保健医療 (支援等関係者)
行政	11	小宮山 庄一	対面参加	危機管理室長	防災
	12	飯窪 英一	対面参加	健康福祉部健康福祉課長	避難行動要支援者
	13	岩田 直子	対面参加	健康福祉部高齢福祉課長	高齢者
	14	田名邊 要策	対面参加	健康福祉部障害福祉課長	障害者

事務局：北区危機管理室 防災・危機管理課、株式会社オリエンタルコンサルタンツ

■ 配布資料：

- ・ 次第
- ・ 第 2 回検討委員会 出席者一覧
- ・ 資料 1：第 1 回検討委員会議事録
- ・ 資料 2：ヒアリング会における現状と課題の整理
- ・ 資料 3：「個別避難計画」の作成を中心とする今後の在り方についてイメージ（案）
- ・ 資料 4：東京都北区大規模水害避難行動支援計画（骨子案）
- ・ 資料 5：今後のスケジュール（案）
- ・ 資料 6：意見照会様式

内 容：

1. 開会

- ・ 事務局より、開会挨拶を行った。

2. 議題

(1) 前回の振り返り（資料1）

- ・ 事務局より、前回委員会の振り返りについて説明した。

<質疑・意見等>

- ・ 特になし。

(2) ヒアリング会の報告（資料2）

- ・ 事務局より、ヒアリング会より把握できた現状や課題について説明した。

<質疑・意見等>

委 員：資料2に記載されている区内のケアマネジャーの数は、北区ケアマネジャーの会の会員数であり、ケアマネジャーの実数はもっと多いということをご承知おきいただきたい。

委 員：今後もヒアリングをする予定はあるか。

事 務 局：ケアマネジャーの会へのヒアリングは、Web での実施で時間も不足したため、またお願いできればと考えている。要支援者側には、11～12 月に実施予定である。また、入居者がいる特別養護老人ホーム等の要配慮者利用施設にもヒアリングを実施する予定である。

委 員 長：ここにヒアリングした方が良いというところはあるか。

委 員：訪問看護ステーションの訪問看護師は、要介護者や人工呼吸器使用者等に接している。医療的ケアが必要な方や、大けがにより一時的に支援を要する方に関する情報をご提供できると思う。

事 務 局：先日のケアマネジャーの会へのヒアリング参加者に、訪問看護ステーションの方がいらっしゃったが、こちらとしても医療的観点から自力避難ができない人への理解が不足していたため、またヒアリングをお願いできればと考えている。

委 員 長：平常時の名簿と災害時の名簿の違いは、同意している人の情報が平常時の名簿、同意していない人も含めた情報が災害時の名簿という理解でよいのか。

事 務 局：その通りである。登録要件に達していないが、登録を希望する人も掲載されている。

委 員 長：災害時の名簿は、平常時に提供されている分量の倍程度の量が、災害時に急に提供されるような運用になっている。国が検討している運用と、現場の実態が合っていない現状が見受けられる。

委 員 長：平常時の名簿の提供を希望していない自主防災組織等について、希望しない理由は何か。

事 務 局：名簿を提供されても、どうすべきかわからない等の理由があると考えられる。

委 員：堀船地区の3つの町会は名簿を提供してもらっているが、団地の自治会は提供を希望していない。団地はフロアごとの状況把握が大体できているため、提供不要と考えている。平地の町会は、広い範囲に様々な方が住んでおり、状況把握がしづらいため、提供を希望しているような状況である。なお、提供を希望していない1町会は、範囲が小さい自治会で、会長が変わる等、体制が安定していないため、名簿提供を希望していない。

委 員：避難行動要支援者名簿の手引きを参照すると、施設入所者は名簿の登録対象外となっているが、できれば除外しないでいただきたいと考えている。施設においても、いつでも職員が最良の状態で配置されているわけではない。

委 員：入所者は、各施設で作成している避難確保計画に基づいてご対応いただくという考え方で、名簿の登録対象から除いている。今後、避難確保計画との整合性が問われることもあると思うので、所管課と協議して検討していく。

委 員：大規模水害時の避難を考えるということで、現状の名簿登録者は、全員が浸水域に居住しているのか。

事 務 局：概ね6割程度が浸水域内に居住していると思われる。今は正確な数は回答できないが、名簿から浸水域内の居住者数を計上することはできる。

副委員長：要配慮者利用施設については、法的には各施設で避難対応することになっている。しかし、熊本県の千寿園は、避難確保計画作成済みで地域住民の手助けがあったにも関わらず、14名が亡くなっている。これを受けて、避難確保計画が実用に十分耐えるものではない可能性も含めて、国でも避難確保計画の取扱いについて協議されているところである。各施設の対応に任せるのではなく、自治体や地域が関与する余地を残しておく必要があるのではないのか。

事 務 局：避難確保計画の作成に自治体の関与が必要だと感じる施設もある。次回以降の検討委員会で、避難確保計画についても協議させていただきたい。

委 員 長：施設で避難確保計画を作成する中で、施設で対応できること、できないことを職員で共有し、できないことがだんだん減っていくようにすることが重要と考える。まずは、現状の施設のリソースでどこまでできるか考えることを、超短期的目標にすると良いのではないのか。

（3）避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲

（4）避難行動要支援者名簿と個別避難計画の考え方

（5）避難支援等関係者の役割の考え方 （資料3）

- ・ 事務局より、避難支援等関係者や個別避難計画の考え方等について説明を行った。

＜質疑・意見等＞

委 員 長：資料3のフロー図手順3における「避難支援等関係者」とは、名簿が提供されている警察等も含めた関係者のことと理解した。その後、手順4以降の「避難支援等関係者」は、町会等地域住民に限定された内容になっているか。

事 務 局：手順4以降は、警察等の方は関わるのが難しいと考えられるため、地域住民を想定している。

委 員 長：「（仮称）地区防災運営協議会」は、福祉専門職や地域住民で構成するということだが、地域というのは例えば堀船地区等の規模を想定しているか。また、福祉専門職というのは、当該地域の住民がサービスを受けている福祉専門職員全員が協議会の参加者となるのか。

事 務 局：当該地区に住む住民が、その地区内でサービスを受けているとは限らないため、関係者全員を協議会の参加者とするのは非現実的と考えている。ケアマネジャーの皆様と今後相談しつつ、メンバーについて検討したい。

委 員 長：関係者全員を呼ぶということではなく、今後検討が必要であるということで承知した。

委 員：町会・自治会の役員は、高齢者が中心となっている。民生委員・児童委員の中には、町会役員を兼ねている方もいる。町会・自治会の人手不足や高齢化も問題として認識している。多くの要支援者に対して、町会役員でどのように避難支援するかについては、今後検討が必要である。

委 員 長：支援を必要としている人に個別避難計画を作成することが目的であり、必ずしも町会役員が全員の避難支援を直接するという認識ではない。

事 務 局：皆様の協力の下、全員を助けたいと考えているが、不可能なことをお願いすることはできない。資料3のフロー図の主旨は、自助で避難できる方を除き、公助・共助が必要な方を絞り込んで支援をしていくということ。今後、要支援者と支援者の紐づけ等をする際に、避難支援の担い手を増やす仕組み等の検討も必要と認識している。

委 員 長：フロー図は、第一義的に避難支援をすべき人を決めるフローだと思っている。公助で対応する人、家族で対応する人、自助で対応する人、施設で対応する人、と分けるイメージ。ただし、家族で対応すると想定していてもできない場合があるので、フェイルセーフを検討し、計画の実効性を高める必要があると思う。

- 委員：区内全員の個別避難計画作成を一斉に実施するのは難しいと考えられるため、まずは小さめの地域でモデルとして取り組むというのが良いのではないかと。（仮称）地区防災運営協議会は平常時からの取り組みであると理解した。小地域でそういった協議会を実施し、各関係者の役割意識の醸成から個別避難計画作成までできると良い。ただし、区界に位置する福祉関係の事業所等は、他地域も担当していることがあるため、協議会参加メンバーは今後よく検討すべきと考える。
- 事務局：北区における他の取り組みでも、19 ある地域振興室単位に対して、全で一斉に実施するというのは難しい場合がある。そういった場合に、どこか1つの地域から始めるというのはいえ得ることである。また、福祉専門職の参加者については、担当者全員を呼ぶことは現実的でないので、今後相談させていただければと思う。
- 委員長：（仮称）地区防災協議会の具体的なイメージを検討することは、とても重要だと考える。モデル地域はどれくらいの規模を想定するか。
- 事務局：1 地域振興室単位程度を想定している。
- 委員：（仮称）地区防災協議会は、従来からある震災対応のための、地域振興室を中心とした町会・自治会が集まった組織で実施することを想定しているということか。堀船地区でいえば、4 町会・6 団地自治会である。
- 事務局：その程度の規模感を想定している。そのなかに、公助・共助が必要な方がどれくらいいるか、現状では把握できていないため、把握してから検討する必要がある。
- 委員：町会単位で名簿を受領しているため、要支援者に個別対応するとすると、町会単位でないと動きづらいような状況であると考えます。
- 事務局：ご意見を踏まえて、まずは町会・自治会や地域振興室あたりの公助・共助が必要な方の人数把握から実施する。また、町会ごとの名簿配布であるため、他の町会の様子は把握できないといった現状も踏まえて検討する。
- 委員長：モデルの取り組みとして、名簿を受け取っている1町会と、名簿を受け取っていない1団地自治会でやってみる、というのも検討の余地があるのではないかと。
- 委員長：フロー図の手順6について。例えば、ケアマネジャーであれば名簿登録要件ではない要介護1や2の方の情報も持ち合わせているため、そういった方の中で避難支援が必要そうな方というの把握できると思う。フロー図を上から順に実施していくだけでなく、福祉関係者や地域で把握できる要支援者の情報を、最後に名簿と突き合わせて個別避難計画を作成するというのもできそうだった。
- 事務局：名簿提供の同意をもらっていても、福祉関係者で把握している事例もあると思う。ただし、福祉関係者から地域にそういった情報を提供することは、個人情報保護の観点からできない可能性がある。
- 委員長：そういった制約はあると思うが、その中でうまくできる方法を引き続き検討する必要がある。
- 副委員長：居宅介護支援事業所が区内に90か所以上もあり、同じ町会の中でも、各事業所で担当している方のことは知っているが、他の事業所の担当は知らない、という状況が想定される。そういった方々の情報を名寄せする方法については、町会、福祉関係職、自治体で誰が主体となって実施するのか、というところから検討が必要である。
- 副委員長：フロー図の手順11について。作成した個別避難計画をどのように発動させるか、検討する必要がある。ケアマネジャー個人の判断要素はなるべく排除することが望ましく、警戒レベル3になったら個別避難計画の運用を開始する等のルールを決める必要がある。
- 副委員長：個別避難計画の作成について、ケアマネジャーにはどのように関わっていただくのか。多くの要支援者に対する作成支援が必要な中で、ケアマネジャーへのインセンティブ等についても検討する必要がある。
- 事務局：地震時の個別避難計画については、高齢者あんしんセンターを通じて、ケアマネジャーに作成を依頼している。その際のインセンティブは、1件2,000円で公費負担としている。大規模水害に対応した個別避難計画の作成に必要な対応を踏まえて、インセンティブについて

ても今後検討する。

委員長：ケアマネジャーが計画作成にどのように関わるか、というのは、業務として今後どのように位置付けられるのかにもよると思う。ケアマネジャーとして法的に決められている確認項目の中に、災害時の対応が含まれていない状況である。ケアプランにも、災害時の対応の記載が位置付けられていないため、現状ではケアマネジャー個人の努力に任せられているような状況である。普段から仕事に関わりのある健康福祉部の方々にも、こういった状況を理解していただいて、ケアマネジャーがどこまで参加していくか、相談させていただければと思う。

副委員長：まず前提の整理が必要である。避難行動要支援者名簿のデータベースはどのように整理されているのか。平常時の名簿と災害時の名簿があるが、災害時に提供する名簿に、平常時から提供している方の名簿も混合して提供されるのであれば、チェックのしようがない。地区ごとに、平常時から提供している方と、災害時のみの提供の方と、分けて整理された名簿が提供されるようになっているのか。

副委員長：避難先まで要支援者を移動させる支援であれば可能だという支援者はいるかもしれないが、避難先における支援まで、支援者が責任を負わなければならないような状況では、支援者になれる方がなかなか確保できないという懸念がある。

副委員長：平常時の名簿提供に同意している方はそれだけ強く支援を求めている、同意のない方は自分や家族の支援で避難ができる、と捉えることもできる。同意がない方でも、福祉サービス等を受けていて福祉関係者とのつながりがある場合は、避難支援等関係者と一緒に個別避難計画を作成することはできなくとも、自分や家族で個別避難計画を作成するように福祉関係者から働きかけることは可能と考える。まずは、同意している方への支援を検討し、同意がない方で個別避難計画があっても避難が難しいという方への支援を検討するというような、2段階で考えるイメージかと思う。

事務局：同意していない方に対してどのように支援するか、福祉関係者から情報提供いただくという案もいただいたので、今後検討する必要があると認識している。

副委員長：(仮称) 地区防災協議会について。防災に関して、地域振興課が普段どのような働きをしているかにもよるが、地域振興室単位の検討の場も持ちつつ、具体のモデルの取組み検討については、もう少し小さな単位で実施していく必要があると考えている。振興課単位での情報整理と、小地域でのモデルケースの取組みを併せて検討していく必要がありそう。

事務局：要支援者への個別対応をするうえで、地域振興室単位の大きい単位で実施するのか、町会単位の小さい単位で実施するのか、というのは今後検討する。

副委員長：地震は予見できないものだが、大規模水害は数日前からリスクを予見できるため、避難行動にもある程度の余裕が見込まれるという前提で議論しないと話が進まない。避難行動を考える上で、どの程度の余裕を見込めるのか、気象専門家等に助言をいただきながら、適当な時間を設定して議論する必要があるのではないかと。平常時の名簿提供に同意いただいている方については、2日前くらいから情報提供して避難所に誘導することも可能と考える。ただし、その時には必ず避難所が開設されていなければならない。同意のない方については、警戒レベル3で高齢者等避難が発令されてからでは、発災まであまり時間がない可能性もあり、どのように支援をするのか考えなければならない。

事務局：要支援者を受け入れる避難所がいつ開くのか、どれくらい受入可能なのか、というところは、支援計画作成にも大きく関わってくるところだと思うので、今後の検討委員会で協議させていただきたい。おそらく、受入可能なキャパシティは、必要数より圧倒的に少ないことが想定される。

副委員長：地震の場合とは切り離して検討していただきたい。地震の場合と水害の場合で、名簿の活用の目的やタイミングをそれぞれ整理する必要がある。

副委員長：防災・危機管理課と地域振興課については、災害時に地域振興課は地域への声掛けをするの

か、地域からの情報を集約して災害対策本部（防災・危機管理課）へ報告までするのか、災害時の役割分担を整理しておく必要がある。

事務局：避難支援について、豪雨の中も実施するものなのか、豪雨になる前の支援でいいのか、皆考えることがバラバラな状態が見受けられる。一昨年に区で基本方針を作成したときには、避難に関して東京都全体で動くということまでは検討が及んでいなかったが、現在では、東京都全体における水害時の避難場所として代々木オリンピックセンターが確保されている。豪雨の中、代々木までの移動はできないため、東京都全体として、天候が悪くなる前に避難行動を促進することになるのかと思っている。そうなれば、避難支援の考え方も豪雨になる前まで、という整理が検討できるかと思っている。

委員長：今回の検討は、二段階で進めるものと理解している。第一段階は、現状の体制等でどこまでカバーできるのかということ。第二段階は、実効性のある個別避難計画ができるのかということ。浅野副委員長が発言された通り、避難支援をするには、避難先と避難支援者に課せられる役割が明確になっていないと難しい。地域の避難支援者が、どのような条件なら支援ができるのか、といったこともモデル地区で検討できればよいと考えている。

委員長：副委員長が発言された、名寄せをする必要があるという点についても、各要支援者に対して、地域で支援してくれそうな人や、担当のケアマネジャー、在宅看護の担当者等が整理されていれば、様々な点で活用できるし、取りこぼしがないかチェックもできるように思うが、そのようなことは可能か。

事務局：そのようなことができる環境を作るしかないと思っている。現状、要支援者の情報について、そのように整理はされていない。皆が別々に避難支援について考えているような状況も見受けられるので、協議会で話し合いの場を作る必要があると考えている。

委員長：モデル事業を進めるにあたって、平常時の名簿情報しか共有はできないのか。

事務局：そのように認識している。

副委員長：非同意者でも、要支援者の数や内訳等、数字は提示しないと議論が進まないのではないかと。

委員長：モデル事業に限って、守秘義務を結んだ上で進めることができればと思うが、いかがか。

事務局：進め方については、今後検討する。

委員：障害のある方の家族は、何か起きても避難所へ避難できないと考える場合が多い。避難所での生活に不安がある場合や、避難に必要な荷物を持っていかなければならない場合等、自宅に留まることを想定して名簿提供に同意しない方も多くいる。そういった方でも安心して避難できる避難所を確保したうえで、名簿提供に同意してもらう等の対応でないと難しいのではないと思う。また、グループホームにおける避難を考えたときに、職員が想定通りに到着しなかったとか、想定していた避難経路が土砂でふさがれているとか、様々なパターンを考えておく必要があると感じた。

委員長：まずは、現状どこまでカバーできるか、第一のプランを作成するのが超短期的目標。カバーしきれない部分が課題であるということと、第一のプランだけでなく複数のプランを今後必要だと思う。

事務局：土砂災害が発生する前までの避難が前提であることはご理解いただきたい。また、障害を持っている方で他の避難者と同じ空間に居づらいから避難しない、といった事情と、避難所へ移動させること自体が危険である、といった事情は、分けて考える必要があるかと思っている。

委員長：そういった検討を進めるためにも、要支援者のリストに対して支援者が整理され、さらに避難や避難生活における留意点をきめ細やかに整理することが短期的な目標ではないか。

副委員長：ある条件が揃えば避難してくれる人もいるということだと思うので、その条件もモデル事業の中で探ることができればと考えている。

委員長：個別避難計画の内容はどのようなものを想定しているか。

事務局：①誰が避難行動支援者になるのか、②移動手段、③避難先、の基本は3つだと考えている。

委員長：このような個別避難計画を作成する前に、不特定多数との避難生活が困難であること、機材の準備に時間がかかること、等の避難に関する様々な留意事項が整理されたカルテのようなものを作成することで、個別避難計画の検討に活用できる。また、役所でカルテの記載内容を集計することで、どのような避難所がどれくらい必要等の検討もできるのではないかな。

副委員長：個別避難計画をどう作っていくかというところで、公助・共助による PDCA サイクルを回すというスキームをまずつくって、ブラッシュアップしながら補完していくことが重要である。できれば、要配慮者利用施設もこの PDCA サイクルに含めていただければと思う。

委員：精神障害の方は、平常時の名簿提供に同意しない方が多くいるのではないかなと思う。精神障害の方については、保健師が担当していることがあるのかなと思うので、こういった検討委員会の場に保健師も参加するとよいのではないかな。

事務局：保健師を管轄している課は参加しているが、保健師にも伝えておく。

委員：訪問看護で堀船の方を担当しているので、水害時の避難意識について聞いたことがある。避難経路や避難先等、水害時の具体的な避難についてはあまり考えておらず、意識は薄いということがわかった。訪問看護師や、ケアマネジャー、ヘルパー等の意識が高くなれば、平時から利用者の意識向上を図れるのではないかなと思った。

副委員長：乳幼児や妊産婦に対して、これまであまり情報提供が行われていなかった。両親学級や3歳児健診等、情報提供や意識啓発をできる場があるので、対応いただきたい。

3. その他

- ・ 今後のスケジュールについて説明した。

<質疑・意見等>

委員長：区民意識調査の実施は必要か。モデル事業の取組みの方が有意義ではないかな。

事務局：区民意識調査の実施については、今後検討する。

4. 閉会

- ・ 事務局にて、本日あがった意見以外にも、資料6の様式で意見を受け付ける。
- ・ 事務局にて、閉会の挨拶を行った。

区民意識調査の実施状況について

1. 調査の目的

本調査は、荒川氾濫時の浸水リスクがある避難行動要支援者名簿の登録者に対して、大規模水害時の避難に関する意識や考え方、不安に思っていることなどを確認することを目的に、アンケート調査として実施するものである。

2. 調査の実施

本調査の実施方法を下記に示す。

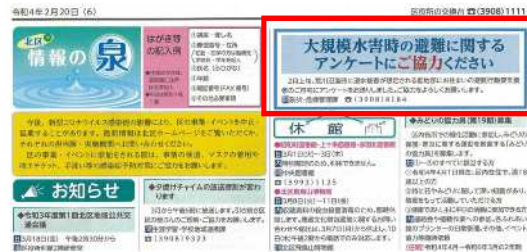
(1) 調査対象者

- 北区より受領した避難行動要支援者名簿登録者（10,893名）のうち、荒川の浸水想定区域内に居住する要支援者（5,803名）を、本調査の実施対象者とした。これは、名簿登録者全体の約53%の人数である。
- 5,803名のうち、4,995名が区指定の条件により名簿登録された住民、808名が手挙げにより名簿登録された住民である。
- 対象者が居住する、配布対象町丁目は以下のとおりであった。

地区名	配布対象町丁目	小計
浮間	浮間1～5丁目	5町丁目
赤羽西	赤羽北1～2丁目、赤羽西1～3丁目、赤羽台3丁目	6町丁目
赤羽東	赤羽1～3丁目、赤羽南1～2丁目、岩淵町、志茂1～5丁目、神谷2～3丁目、東十条5～6丁目	15町丁目
王子西	岸町1～2丁目	2町丁目
王子東	王子1～6丁目、神谷1丁目、東十条1～4丁目、豊島1～8丁目、堀船1～4丁目	23町丁目
滝野川東	栄町、上中里2～3丁目、昭和町1～3丁目、東田端1～2丁目、田端新町1～3丁目	11町丁目
合計		62町丁目

(2) 実施方法

- 対象者全員に紙面アンケートを郵送する全数調査としたため、5,803通のアンケートを発送した。
- アンケート用紙に直接回答を記入いただき、返信用封筒で返送してもらうことで回収した。
- 区からの資料であることがわかりやすいよう北区の封筒で送付し、視覚障害者宛の封筒には点字シールを貼り、区からの資料であることを通知した。
- 印刷した荒川氾濫時のハザードマップを参考資料として同封し、自宅浸水深を確認いただく設問を設けることで、水害への意識向上を図った。
- 名簿情報とアンケートの回答は紐づけができる状態とした。
- アンケート回収率を上げるため、北区ニュース2月号に掲載して周知いただいた。
- 2月8日前後に各家庭に配布され、2月末を回答期限とした。（約3週間程度）



北区ニュース令和4年2月号より

(3) 調査内容

- 配布したアンケートの概要は、以下の表のとおりである。実際に配布したアンケート調査票は、P.10【参考資料】のとおりである。

1. あなたのことについて			
問1	あなたの年代	問2	あなたの性別
問3	家族の構成	問4	自宅の居住形態
問5	町会・自治会の加入状況	問6	民生委員・児童委員との関わり
問7	介護・障害の状況	問8	サービスの利用状況
2. 荒川氾濫に伴う大規模水害について			
問9	荒川氾濫時の最大浸水深の認知	問10	荒川氾濫時の重大なリスクの認知
問11	荒川氾濫時の避難行動	問12	垂直避難／避難しないなど考える理由
問13	避難タイミングの考え方	問14	高台の避難先への移動手段
問15	避難支援者が身近にいない場合に希望する支援者	問16	自力移動困難な場合、名簿状況提供可否の考え方
問17	避難に際し、特別に用意が必要なもの	問18	避難所生活で必要なこと
問19	大規模水害からの避難に関して思うこと		

3. 回答状況

回答は、3月4日（金）時点で、計2,611通を受領している。

アンケート回収状況	合計	内訳	
		区指定	手あげ
発送（A）	5,803	4,995	808
宛名不明による返送（B）	103	今後整理予定	
返送状況（Z）	2,611		
無効回答（C） ※	9		
回収率 Z/(A-B)	45.8%		
有効回答率 (Z-C)/(A-B)	45.6%		

※無効回答と判断した回答は、以下のような回答である。今後、回答を精査する上でさらに増加する可能性がある。

- 死亡／施設入所／入院などの理由により、白紙回答などで返送されたもの。
- 回答用紙が著しく破損しており、大部分の回答がわからなかったもの。

4. 回答の集計

現時点で、1,978件の回答をデータ化している。回答データを集計した結果を、P.2以降に示す。

5. 今後の集計方針

今後、受領した全回答のデータ化および集計を進める。また、クロス分析などを実施することで、より詳細な分析をする予定である。

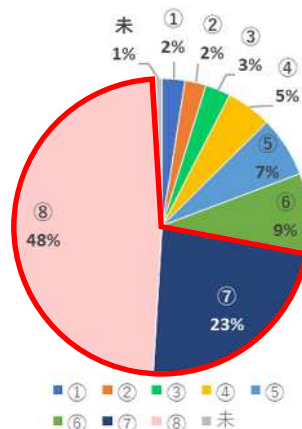
【クロス集計（案）】

- 障害や介護の状況により、避難についてどのように考えるか：問7を軸に、避難方針を問う問題（問9／問10／問11／問14など）とクロス分析
- 世帯構成により、どのように避難行動を考えるか：問3を軸に、避難方針を問う問題とクロス分析

アンケート集計結果（速報）

問1 あなたの年代について、ご回答ください。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①10代以下	49	2.5%
②20代	46	2.3%
③30代	55	2.8%
④40代	99	5.0%
⑤50代	132	6.7%
⑥60代	172	8.7%
⑦70代	455	23.0%
⑧80代以上	956	48.3%
未回答者	14	0.7%
総回答数	1,978	100%

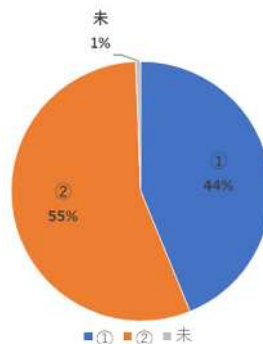


・4分の3程度が70代以上の高齢者であり、多く的高齢者にご回答いただいた。高齢者における水害への関心の高さが表れている可能性がある。

※複数の選択肢を回答している場合が3件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。なお、年代については名簿情報から確認できるため、今後修正予定。

問2 あなたの性別について、ご回答ください。

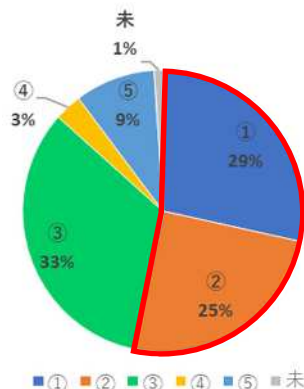
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①男性	867	43.8%
②女性	1,099	55.6%
③左記に当てはまらない	0	0.0%
未回答者	12	0.6%
総回答数	1,978	100%



※複数の選択肢を回答している場合が1件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

問3 あなたと一緒に住んでいるご家族の構成(世帯構成)について、ご回答ください。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①一人暮らし	563	28.5%
②夫婦のみ	494	25.0%
③親と子(2世代)	656	33.2%
④祖父母と親と子(3世代)	62	3.1%
⑤その他	183	9.3%
未回答者	20	1.0%
総回答数	1,978	100%



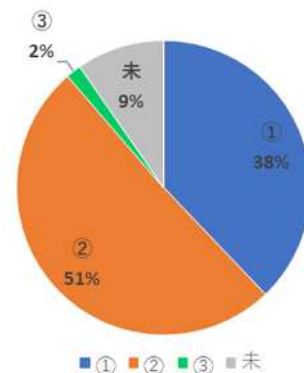
・「①一人暮らし」が3割程度を占めている。また、高齢者からの回答が多いことを踏まえると、「②夫婦のみ」は高齢者同士である可能性が高く、家庭内での支援が困難なことが想定される。

※複数の選択肢を回答している場合が32件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

問4 あなたのご自宅の居住形態について、ご回答ください。

●居住形態の割合

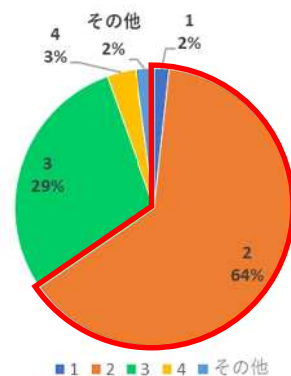
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①一戸建て	749	37.9%
②共同住宅	1,005	50.8%
③その他	33	1.7%
未回答者	191	9.7%
総回答数	1,978	100%



※複数の選択肢を回答している場合が8件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

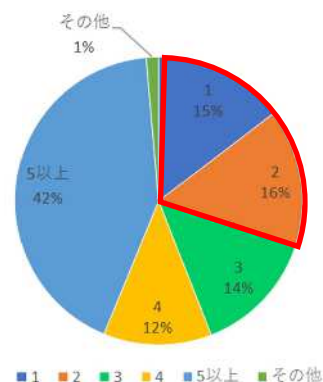
●一戸建て世帯の階数

回答	回答数(件)	割合(%)
1 階	13	1.7%
2 階	477	63.7%
3 階	218	29.1%
4 階	25	3.3%
その他	16	2.1%
総回答数	749	100%



●共同住宅の居住階数

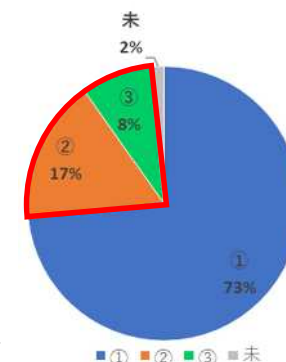
回答	回答数(件)	割合(%)
1 階	147	14.6%
2 階	156	15.5%
3 階	140	13.9%
4 階	122	12.1%
5 階以上	426	42.4%
その他	14	1.4%
総回答数	1,005	100%



・北区内では、3.0m 以上の浸水想定がされている地域が広く分布している。3.0m の浸水では 2 階まで浸水する可能性があるが、2 階以下に居住している住民が多くいることが分かった。

問5 あなた、もしくはあなたのご家庭について、町会・自治会に加入していますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①はい	1,451	73.4%
②いいえ	333	16.8%
③わからない・知らない	165	8.3%
未回答者	29	1.5%
総回答数	1,978	100%

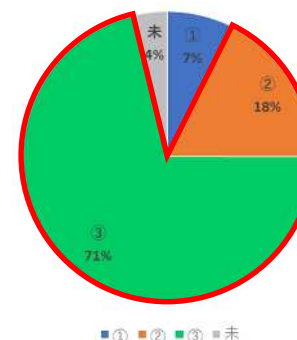


・4 分の 1 程度は、町会・自治会に加入していない／わからない と回答しており、町会・自治会との関わりがないことがわかる。

※複数の選択肢を回答している場合が 3 件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

問6 あなたは、民生委員・児童委員とどのような関わりがありますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①定期的に訪問などを受けており、関わりを持っている	142	7.2%
②どの人かは知っているが、あまり関わりはない	353	17.8%
③わからない・知らない	1,413	71.4%
未回答者	70	3.5%
総回答数	1,978	100%



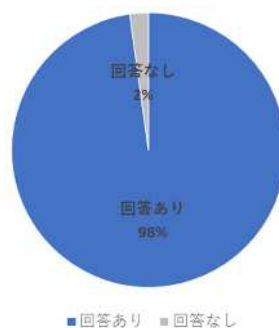
・民生委員・児童委員の担当者との関わりがあまりない／担当者を知らないという状況がほとんどであり、関わりが希薄であることがわかる。

※複数の選択肢を回答している場合が 4 件あった。この場合、小さい数字の選択肢として計上している。

問7 あなたの介護・障害などの状況について、該当するものをご回答ください。(複数回答可)

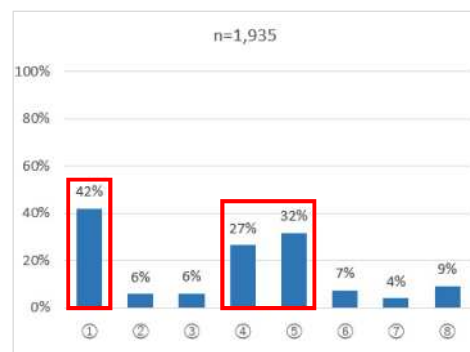
●回答率

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	1,935	97.8%
回答なし	43	2.2%
総回答数	1,978	100%



●介護・障害の状況（複数回答あり） n=1,935

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①要介護	810	41.9%
②視覚障害	112	5.8%
③聴覚障害	116	6.0%
④肢体不自由もしくは体幹機能障害	513	26.5%
⑤内部障害（心臓・じん臓・呼吸器など）	611	31.6%
⑥知的障害	140	7.2%
⑦精神障害	77	4.0%
⑧該当するものはない	177	9.1%

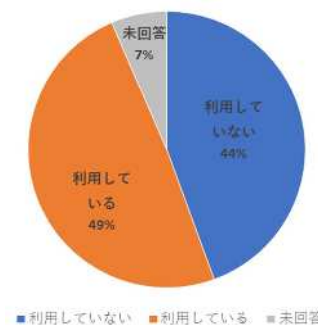


・ご回答いただいた 1,935 名においては、要介護認定を受けている方が多い。次いで、内部障害や肢体不自由もしくは体幹機能障害をお持ちの方が多。複数の障害等をお持ちの方もいる。

問8 あなたは日頃、介護保険サービスや障害福祉サービスで外部事業者を利用していますか。

●回答率

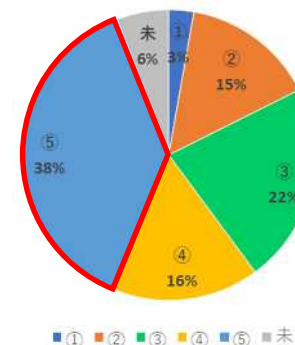
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
利用していない	879	44.4%
利用している	971	49.1%
未回答	128	6.5%
総回答数	1,978	100%



※利用しているサービスの種類の集計は、今後実施予定

問9 荒川氾濫時の自宅の最大浸水深について、知っていますか。
(参照:参考資料や東京都北区洪水ハザードマップ)

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①0.5m 未満	55	2.8%
②0.5～3.0m	293	14.8%
③3.0～5.0m	441	22.3%
④5.0m 以上	325	16.4%
⑤わからない・知らない	748	37.8%
未回答者	116	5.9%
総回答数	1,978	100%



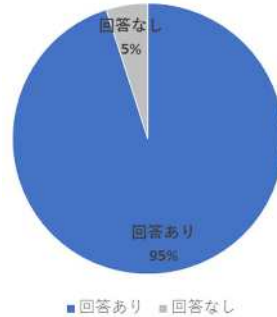
・参考資料として、北区洪水ハザードマップを A3 判で同封したが、4 割程度の方が「⑤わからない・知らない」と回答しており、荒川氾濫時の想定最大浸水深を認知していない。

※複数の選択肢を回答している場合が 17 件あった。この場合、浸水深を認知できていない回答 (⑥) や浸水深の大きい方として、大きい数字の選択肢として計上している。

問 10 荒川氾濫時に自宅で発生する可能性がある重大なリスクについて、知っていますか。
(参照:参考資料) (複数回答可)

●回答率

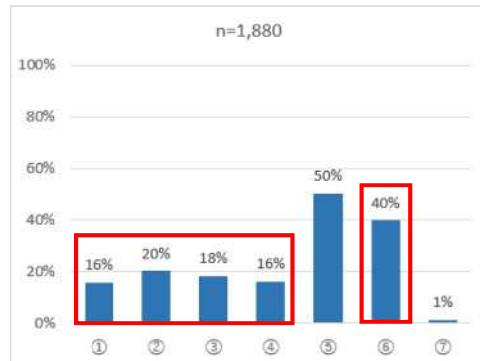
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	1,880	95.0%
回答なし	98	5.0%
総回答数	1,978	100%



●重大リスク (複数回答あり)

n=1,880

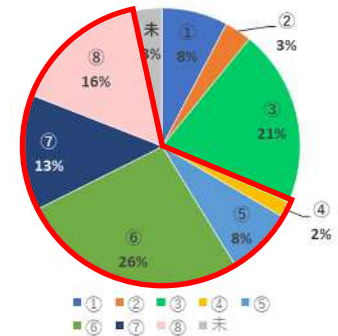
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①浸水が数日続く (3日 (72時間) 未満)	297	15.8%
②浸水が一定以上続く (3日 (72時間) 以上、2週間以内)	380	20.2%
③浸水が長く続く (2週間以上)	343	18.2%
④氾濫の水流による家屋倒壊の発生	307	16.3%
⑤ライフライン (電気・ガス・水道) が停止する	943	50.2%
⑥わからない・知らない	748	39.8%
⑦その他	23	1.2%
総回答数	3,041	



- ・浸水継続時間が長いことや、家屋倒壊の危険性についての認知度が低い傾向にあった。
- ・「⑥わからない・知らない」という回答が4割を占めた。問9の傾向と同様で、リスクを認知していない方が多い。

問 11 あなたは、荒川氾濫に伴う大規模水害が想定される場合、どのような避難行動をとりますか。(参照:参考資料)

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①浸水しない地区にある親戚宅や知人宅などへ、早めに避難する (区が最も推奨する避難行動)	153	7.7%
②浸水しない地区にあるホテルや旅館などを確保し、避難する (区が最も推奨する避難に類似する行動)	62	3.1%
③自宅に留まらず、区が開設する高台の避難場所に避難する (区が推奨する避難行動)	409	20.7%
④車で浸水リスクのない高台などに移動したうえで、車中泊避難する	37	1.9%
⑤近所の高くて堅牢 (コンクリートや重量鉄骨造など) な建物で、想定浸水深以上の上階へ避難する	154	7.8%
⑥自宅上階 (想定浸水深以上) に避難する	522	26.4%
⑦避難することは、考えていない	264	13.3%
⑧わからない	312	15.8%
未回答者	65	3.3%
総回答数	1,978	100%

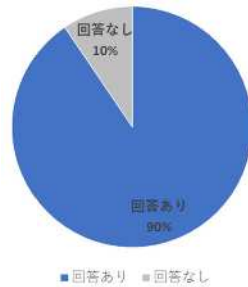


- ・①～③は区が推奨する避難行動 (類似する行動を含む) だが、それ以外の回答 (④～⑧) が6割以上を占めている。
 - ・「⑦避難することは、考えていない」、「⑧わからない」と回答している方だけで3割程度を占めており、特に危険な状況である。
- ※複数の選択肢を回答している場合が371件 (18.6%) あった。この場合、水害避難行動を考えたときに危険側を想定した回答を集計するため、大きい数字の選択肢として計上している。

問 12 問 11 で⑤・⑥・⑦・⑧を選択された方は、その理由をご回答ください。(複数回答可)

●問 11 で⑤・⑥・⑦・⑧を回答した方における回答率

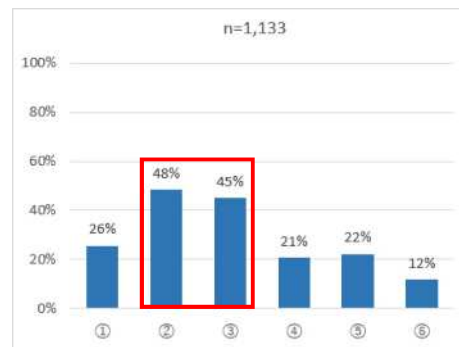
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	1,133	90.5%
回答なし	119	9.5%
総回答数	1,252	100%



●問 11 で⑤・⑥・⑦・⑧を選択した理由 (複数回答あり)

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①浸水しない地区にいる親戚や知人がいないから	290	25.6%
②避難場所などへの移動が困難だから	548	48.4%
③水が引くまで、自宅などの上階への避難で耐えることができと思うから	509	44.9%
④避難場所などでは、不特定多数の住民との共同生活が困難だから	234	20.7%
⑤避難場所などの設備では、生活が困難だから	252	22.2%
⑥その他	133	11.7%

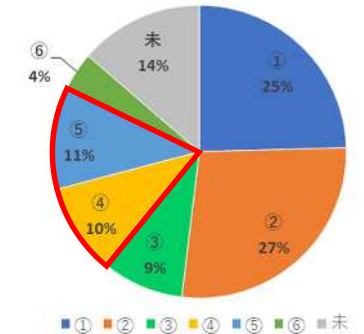
n=1,133



- ・高台へ移動せず垂直避難をする／避難しない／避難行動がわからない、と回答した方における理由で最も多かったのは、「②避難場所などへの移動が困難だから」であった。こういった方は、移動手段が確保されれば高台避難ができる可能性が考えられる。
- ・次いで多かったのは、「③水が引くまで、自宅などの上階への避難で耐えることができと思うから」であった。こういった方は、浸水継続時間の長さや、ライフライン停止による垂直避難生活の困難さについて、さらに意識啓発を図っていく必要があると考えられる。

問 13 あなたの避難先へ避難する適切なタイミングの考え方について、ご回答ください。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①気象情報や北区の避難情報を自分で入手し、避難すべきタイミングを自分で判断する。	486	24.6%
②自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、同居家族の判断に合わせる。	541	27.4%
③自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、普段関わりのあるご近所さんなどに教えてもらう。(教えてもらえるようお願いしている。)	181	9.2%
④自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しい。(避難情報を教えてくれる人が身近にいない。)	194	9.8%
⑤避難に関する情報の入手などについて、考えたことがなく、わからない。	222	11.2%
⑥その他	84	4.2%
未回答者	270	13.7%
総回答数	1,978	100%



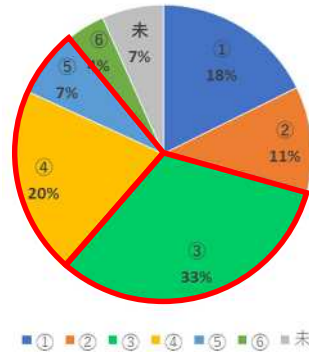
- ・情報入手や避難タイミングの判断ができない可能性が高い④や⑤と回答した方は、2割を超えている。既存の手段では避難情報を入手できない方への対応を検討する必要がある。

※複数の選択肢を回答している場合が 89 件 (4.5%) あった。この場合、水害避難行動を考えたときに危険側を想定した回答を集計するため、大きい数字の選択肢として計上している。

問 14

あなたは、北区が推奨する高台にある避難先への移動を自力(徒歩、公共交通機関、自家用車など)でできると思いますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①自力での移動は、問題なくできる	350	17.7%
②自力での移動は可能だが、家族などの付き添いがないと不安である	225	11.4%
③移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。なお、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいる	642	32.5%
④移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。しかし、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいない	402	20.3%
⑤一般的な乗用車があったとしても、家族など身近な人では移動の支援ができず、介護や医療の専門の人がいないと移動ができない	146	7.4%
⑥その他	81	4.1%
総回答数	1,978	100%



- ・移動支援者が身近にいないという④や、介護や医療の専門者がいないと移動が困難という⑤、と回答する方が3割程度いる。
- ・ただし、家族・知人などによる支援を想定している③の回答の場合でも、仕事など何らかの理由で家族が不在のタイミングがある場合があるため、状況次第では家族による移動支援ができない可能性があることにも留意が必要である。

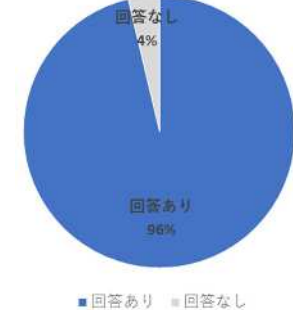
※複数の選択肢を回答している場合が205件(10.4%)あった。この場合、水害避難行動を考えたときに危険側を想定した回答を集計するため、大きい数字の選択肢として計上している。

問 15

問14で④を選択された方は、ご回答ください。避難が必要になった時、誰に支援してもらえたらよいと考えますか。(複数回答可)

●問14で④を回答した方における回答率

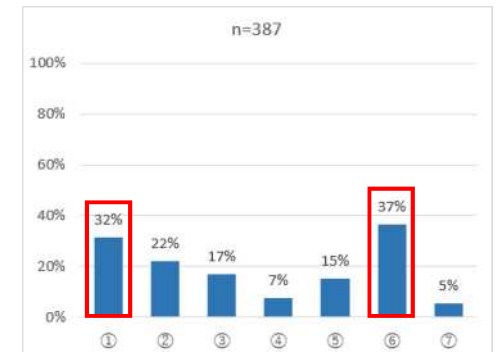
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	387	96.3%
回答なし	15	3.7%
総回答数	402	100%



●誰に支援してもらえたらよいと考えるか(複数回答あり)

n=387

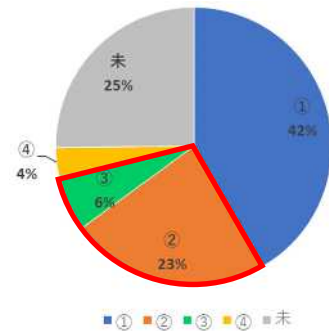
回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①普段利用している介護・福祉のサービスの担当者・訪問看護担当者	122	31.5%
②近所の住民	86	22.2%
③町会・自治会の役員	66	17.1%
④民生委員・児童委員	29	7.5%
⑤離れたところに住む親戚・知人	59	15.2%
⑥思いつかない・特にいない	142	36.7%
⑦その他	21	5.4%



- ・問14で④と回答した場合、誰に支援してもらえばよいか「⑥思いつかない・特にいない」という方が4割程度いるため、行政や福祉および地域を含めて避難支援者の割り当てと役割整理が必要と考えられる。
- ・次いで、「①普段利用している介護・福祉のサービスの担当者・訪問看護担当者」が多かった。普段から関わりがあり、ある程度本人の状況を認識している安心感から回答が多かったものと推測される。障害の状況によっては、知らない人とは関わることができない、という意見も見られた。

問 16 問 14 で④・⑤を選択された方は、ご回答ください。避難が必要になった時、安全な避難のため、町会・自治会の役員や民生委員・児童委員などに対して、あなたの氏名や住所、電話番号、介護や障害の状況などの情報を提供することについて、どのように考えますか。

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①必要なことであり、特に問題はないと考える	228	41.6%
②必要なことと理解するが、他者に自身に関する情報を提供することには不安がある	128	23.4%
③町会・自治会の役員や民生委員・児童委員などに自身に関する情報を提供することには、承諾しかねる	35	6.4%
④その他	19	3.5%
回答なし	138	25.2%
総回答数	525	100%



・名簿状況の提供に不安がある／提供に承諾できない、という方が 3 割程度おり、提供同意の重要性を意識啓発する必要がある。

問 17 避難にあたり、障害・介護の状況からあなたが特別に用意しなければいけないと思うものをご回答ください。(自由記述)

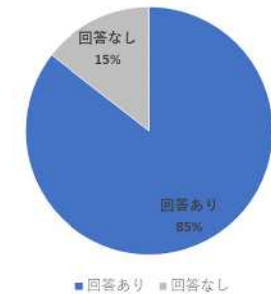
薬	オムツ
車椅子	杖
酸素ボンベ	人工呼吸器外部バッテリー
吸引器	筆記用具 (筆談用)
補聴器 (電池)	ストーマパウチ
胃ろう器具	栄養剤
血圧計	透析液バッグ
カテーテル出口部手入れ用のガーゼ	など

※1,978 件の回答のうち、524 件に記載あり。

問 18 避難所生活を考えた場合、あなたにとって必要なことをご回答ください。(複数回答可)

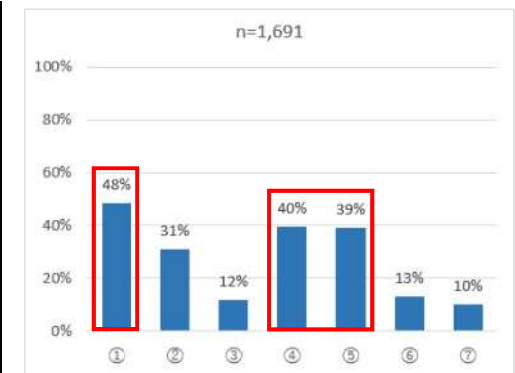
●回答率

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
回答あり	1,691	85.5%
回答なし	287	14.5%
総回答数	1,978	100%



●避難所生活に必要なこと (複数回答あり) n=1,691

回答の選択肢	回答数(件)	割合(%)
①スロープやトイレなど避難所のバリアフリー化	820	48.5%
②専門家によるケアを受けることができる体制	525	31.0%
③医療機器などを使うための電源	204	12.1%
④不特定多数の住民との共同生活とならないような空間	668	39.5%
⑤床では起き上がれない、介助が必要ななどの理由でベッドが必要	665	39.3%
⑥特になし	223	13.2%
⑦その他	174	10.3%



- ・北区の高台水害対応避難場所の多くは小中学校であるが、バリアフリー化が求められている。
- ・共同生活とならない空間の確保や、床で生活できずベッドが必要、との意見が多く、福祉避難所や避難所における福祉スペースの確保などが必要と考えられる。

問 19	大規模水害からの避難に関して、疑問や不安なことなど、ご意見があれば記入をお願いします。 <u>す。(自由記述)</u>
●問題意識や不安	
避難所への移動には支援する人が必要であるが、家族や慣れた人でないと難しく、自宅3階にとどまることが今現在は一番かと思われる。自閉症で音に過敏ということや発作もあることを考えると、多くの人が集まる所への避難は大変で、とても不安がある。	
透析をしている為、避難してからの病院情報が早くわかれば助かります。薬も多く服用していて、自宅から持ち出せれば良いが、何も持たず避難した場合は数日以上になると不安です。	
主人は介護が必要ですし歩けませんし、娘は会社ですのとても不安です。パソコンもありませんし、テレビだけです。	
外国人なので、情報が伝わらない場合があるのではないかと不安です。	
私は親ですが（75才）子供はもうすぐ50才。障害者なので私が手をつないで歩かないとだめなので先の事は考えられない。	
車いすの生活ですので、共同生活は不安がある。目のみえない老犬もいるのでおいていけない。なるべく備蓄しておくようにしたい。	
上階への避難（縦方向への行動）はむずかしい。移動は車イスが中心になる。狭いスペースでの往来はきびしい。トイレ、入浴などはバリアフリー用で、場合によっては介助が必要になる。	
家は二階だけですの、近所の人は屋根に上がったと申しますがむりです。しかたないのであきらめています。	
障害者の避難先が明確でないとします。（一般の人と一緒に）	
参考資料の地図が小さすぎて老人には見えない。一人暮らしで近所も老人だらけで頼りになる若い人がいないし、付き合いがない。近い避難場所が滝5ですが、高台にないのでどこに行ったらいいのかわからない。滝小で働いていたので場所はわかりますが、行けるのかわかりません。	
現在、自力歩行が出来ないので、車椅子が必要となります。又、他に障害がある為、車椅子を操作する人が必要です。特に老々介護（夫婦のみの生活）の為、不安ですが、14建のマンションの13階に住宅しているので、少しは安心かと思っております。	
父が別の場所に避難し、生活する事になった際、自宅にある透析のセットを持って行く事ができなかった場合の過ごし方等が不安です。	
近所に家族はいるが、平日の日中は家族は仕事の為一人になるから不安。	
知的障害があるので、不特定多数の住民との共同生活は難しい可能性あり、大規模水害となると、避難場所に皆入る事は困難と思う。障害者のための避難場所をある程度決めて頂いた方が、この様な災害の時には行きやすいと思う。	
高齢（92才）で単身生活、親族は他区にいて緊急時は頼りにならない。水害や災害の時、近くに相談出来る人が欲しい。	
・初めての場所では落ちつかなくなり、トイレも入りがらない。 ・避難生活が長くなった場合に他の人との区切りがないと声を出したり、身体を揺らしたりの行動が多くなる。 ・周りの人に手を出すことがあるので周りの人との距離が必要。	
自宅避難の場合の支援はあるのか？水・食料・等。	
・高齢者の多い街なのに、避難場所が遠く、避難経路の分りにくい高台にある。 ・大雨時の避難のタイミングがわかりにくい。 ・防災無線による呼びかけも（大雨時）全く聞きとれない。（大雨時でなくても高齢者には聞きとれない。）	

●要望

とにかく早めに（まだ雨が降っていない頃にでも）避難所を開けてほしいです。聞いたら、確実に連絡がくるようになるかとすかります。家族全員が避難所に行くためには車で2往復しないとならないし、オムツなどの荷物も多くなるし…本人の不安が大きくなり不穏になるとまわりへの迷惑も大きくなると思いますので、なるべく慣れた場所、いつも通っている施設に避難できるとありがたいです。水害はほんとうに心配です。
盲導犬と暮らしているため、避難所へ行ってもスムーズに受け入れてもらえるか、周囲の人とトラブルにならないか心配です。区でも確認、周知をお願いします。
1年程前、訪看さんと災害時個別支援計画書を作成しました。その時点で、人工呼吸器を使用している方が使える避難所が北区にない事に驚きました。問17であげたように、本人の生命維持の為に必要な物は家族が手に持って運べるような量ではありません。避難所生活をする仮定すると、介護者の仮眠も含め、最低3畳程のスペースと、3～6個の電源が必要です。さらに介護者1人が数日以上全て1人で介護を行う事も不可能と考えます。高台にある病院・介護施設・特別支援学校なども重度障害者用の避難場所として、区が主導して手配していただけると、本人や家族が自宅にとどまろうとする選択肢が減ると思います。それから、荒川堤防のかさ上げ工事により堤防決壊のリスクが低くなったとの事、皆様に感謝します！！
地域ごとの細かい情報をお願いしたい。
スマホで通知（避難情報）してくれると助かります。そして文字で（これ重要）。
耳がきこえないので情報が入らないことが不安。目で見えるように情報をボードなどに書いて欲しい。
夫婦共に高齢者であり、特に妻には訪問介護中でありますので、自宅近くに指定避難場所（建物）があればと強く要望致します。
寝たきりのため、一般の避難所では困難と考えますが、区内のどこに避難所があるか、指定の場所に避難したときに、必要な設備などがあるのか、情報が全くなくわかりません。適切な情報を公開して欲しいです。また、以前台風の時にも、要介護者が避難すべきタイミング等の連絡はなく、区の体制は全く役に立ちませんでした。
現在、アンケート調査の宛名該当者は高台に位置する施設を入所利用の為、大規模水害の際の安全確保はされています。しかし、同じ状態（要介護者）の人が、水害により避難しなければならない場合は避難ルート、方法、避難先での生活など多岐にわたり、難しいと思います。自ら自分に必要な日常の諸々の物品を揃えて避難するのは尚、困難。自治会もそのような要介護者・障害者への対応がどの程度可能かは今回の調査で推し測り、防災の住民の安全へつなげて下さい。また、今回のこの調査結果に基づいた取り組みは区民に広く知らせてほしいと思います。
荒川・隅田川のすぐ近くに住んでいる（4F）ので、この様なニュースやアンケートなどみると新ためて恐ろしいと思う。大規模訓練が必要かと思う。
どこへ避難してよいかわからない。タイミングもわからない。低地帯の人と高地帯の人とのベアリングなどを（水害時や他のことでも）行政が行ってくれるといいなと思う。
以前、台風19号、2018だったか覚えていないのですが、赤羽台の中学校や小学校に避難したいと思い車で行きました。そこでは避難場所指定になっていたのですが、あいていませんでした。後日確認したら地震の時だけと区役所の方に言われました。もっとわかりやすくしてほしいです。又、ペットも家族です。命を大切にと言うのであれば弱者、ペットの事を真剣に考えてほしいです。避難場所をもっとわかりやすく説明してほしいし、PCで確認してくださいと言われても、できない方もいると思います。HPを見る事もできない方もいらっしゃると思います。もっと思いやりのある説明を願います。

※1,978件の回答のうち、612件に記載あり。

など

王子1丁目

※お住まいの町丁目を入れています。

荒川氾濫に伴う大規模水害時の避難に関するアンケート調査票

令和4年2月 北区 危機管理室 防災・危機管理課

番号に○をつけていただく、もしくは()の中に記入いただくことにより、ご回答をお願いします。

回答は、同封の返信用封筒により、**2月28日(月)**までに、ポストに投函ください。

なお、文中の「あなた」とは、封筒宛名に記載のある避難行動要支援者ご本人を示しますが、本アンケート調査票の記入にあたっては、ご本人のご家族やご本人から記入の依頼を受けた福祉サービス関係者などが行っても問題ありません。

1. あなたのことについて

問1 あなたの年代について、ご回答ください。

① 10代以下 ② 20代 ③ 30代 ④ 40代 ⑤ 50代 ⑥ 60代 ⑦ 70代 ⑧ 80代以上

問2 あなたの性別について、ご回答ください。

① 男性 ② 女性 ③ 左記にあてはまらない

問3 あなたと一緒に住んでいるご家族の構成(世帯構成)について、ご回答ください。

① 一人暮らし ② 夫婦のみ ③ 親と子(2世代) ④ 祖父母と親と子(3世代)

⑤ その他()

問4 あなたのご自宅の居住形態について、ご回答ください。

① 一戸建て()階建て ② 共同住宅()階部分 ③ その他()

問5 あなた、もしくはあなたのご家庭について、町会・自治会に加入していますか。

① はい ② いいえ ③ わからない・知らない

問6 あなたは、民生委員・児童委員とどのような関わりがありますか。

① 定期的に訪問などを受けており、関わりを持っている

② どの人かは知っているが、あまり関わりはない ③ わからない・知らない

問7 あなたの介護・障害などの状況について、該当するものをご回答ください。(複数回答可)

① 要介護 ② 視覚障害 ③ 聴覚障害 ④ 肢体不自由もしくは体幹機能障害

⑤ 内部障害(心臓・じん臓・呼吸器など) ⑥ 知的障害 ⑦ 精神障害 ⑧ 該当するものはない

問8 あなたは日頃、介護保険サービスや障害福祉サービスで外部事業者を利用していますか。

① 利用している(例にならって、下表に代表的なサービスを2つまで記入をお願いします。)

No.	サービスの種別	サービス事業者名と連絡先
例	ア、通所介護	株式会社北愛福祉社 TEL03-3908-xxxx
1		
2		

【サービスの種類の選択肢の例】

【介護】	ア、通所介護(デイサービス) イ、訪問介護(ホームヘルプ) ウ、訪問看護
【障害】	エ、居宅介護(身体介護・家事援助・通院等介助) オ、重度訪問介護/重度障害者等包括支援 カ、同行援護 キ、生活介護 ク、児童発達支援/医療型児童発達支援 ケ、放課後等デイサービス コ、居宅訪問型児童発達支援 サ、意思疎通支援(手話通訳派遣等)
【共通】	シ、その他(具体的に)

② 利用していない

2. 荒川氾濫に伴う大規模水害について

問9 荒川氾濫時の自宅の最大浸水深について、知っていますか。

(参照:参考資料や東京都北区洪水ハザードマップ)

① 0.5m未満 ② 0.5～3.0m ③ 3.0～5.0m ④ 5.0m以上 ⑤ わからない・知らない

問10 荒川氾濫時に自宅で発生する可能性がある重大なリスクについて、知っていますか。

(参照:参考資料)(複数回答可)

- ① 浸水が数日続く(3日(72時間)未満) ② 浸水が一定以上続く(3日(72時間)以上、2週間以内)
 ③ 浸水が長く続く(2週間以上) ④ 氾濫の水流による家屋倒壊の発生
 ⑤ ライフライン(電気・ガス・上下水道)が停止する ⑥ わからない・知らない
 ⑦ その他()

問11 あなたは、荒川氾濫に伴う大規模水害が想定される場合、どのような避難行動をとりますか。(参照:参考資料)

- ① 浸水しない地区にある親戚宅や知人宅などへ、早めに避難する。(区が最も推奨する避難行動)
 ② 浸水しない地区にあるホテルや旅館などを確保し、避難する。(区が最も推奨する避難に類似する行動)
 ③ 自宅に留まらず、区が開設する高台の避難場所に避難する。(区が推奨する避難行動)
 ④ 車で浸水リスクのない高台などに移動したうえで、車中泊避難する。
 ⑤ 近所の高く^{14m}堅牢(コンクリートや重量鉄骨造など)な建物で、想定浸水深以上の上階へ避難する。
 ⑥ 自宅上階(想定浸水深以上)に避難する。
 ⑦ 避難することは、考えていない。 ⑧ わからない

※⑤～⑧を選択された方は問12～、①～④を選択された方は問13～ ご回答ください。

問 12 問 11 で⑤・⑥・⑦・⑧を選択された方は、その理由をご回答ください。(複数回答可)

- ① 浸水しない地区にいる親戚や知人がいないから。
- ② 避難場所などへの移動が困難だから。
- ③ 水が引くまで、自宅などの上階への避難で耐えることができると思うから。
- ④ 避難場所などでは、不特定多数の住民との共同生活が困難だから。
- ⑤ 避難場所などの設備では、生活が困難だから。
- ⑥ その他()

問 13 あなたの避難先へ避難する適切なタイミングの考え方について、ご回答ください。

- ① 気象情報や北区の避難情報を自分で入手し、避難すべきタイミングを自分で判断する。
- ② 自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、同居家族の判断に合わせる。
- ③ 自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しいため、普段関わりのあるご近所さんなどに教えてもらう。(教えてもらえるようお願いしている。)
- ④ 自分での情報入手や、避難タイミングの判断は難しい。(避難情報を教えてくれる人が身近にいない。)
- ⑤ 避難に関する情報の入手などについて、考えたことがなく、わからない。
- ⑥ その他()

問 14 あなたは、北区が推奨する高台にある避難先への移動を自力(徒歩、公共交通機関、自家用車など)でできると思いますか。

- ① 自力での移動は、問題なくできる。
- ② 自力での移動は可能だが、家族などの付き添いがないと不安である。
- ③ 移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。なお、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいる。
※「タクシーなど普通乗用車の手配ができれば、あなたが頼りにできる方の支援により、避難先へ移動できる方」は、③を選択してください。
- ④ 移動には家族・知人など身近な人による支援が必要である。しかし、いざという時の移動を支援する家族・知人などが身近にいない。
※「避難場所までの移動手段の有無に関わらず、付き添いのあてがない方」は、④を選択してください。
- ⑤ 一般的な乗用車があったとしても、家族など身近な人では移動の支援ができず、介護や医療の専門の人がいないと移動ができない。
- ⑥ その他()

※④を選択された方は問 15～、⑤を選択された方は問 16～、それ以外の方は問 18～ お答えください。

問 15 問 14 で④を選択された方は、ご回答ください。避難が必要になった時、誰に支援してもらえたらよいと考えますか。(複数回答可)

- ① 普段利用している介護・福祉のサービスの担当者・訪問看護担当者
- ② 近所の住民
- ③ 町会・自治会の役員
- ④ 民生委員・児童委員
- ⑤ 離れたところに住む親戚・知人
- ⑥ 思いつかない・特になし
- ⑦ その他()

問 16 問 14 で④・⑤を選択された方は、ご回答ください。避難が必要になった時、安全な避難のため、町会・自治会の役員や民生委員・児童委員などに対して、あなたの氏名や住所、電話番号、介護や障害の状況などの情報を提供することについて、どのように考えますか。

- ① 必要なことであり、特に問題はないと考える。
- ② 必要なことと理解するが、他者に自身に関する情報を提供することには不安がある。
- ③ 町会・自治会の役員や民生委員・児童委員などに自身に関する情報を提供することは、承諾しかねる。
- ④ その他()

問 17 避難にあたり、障害・介護の状況からあなたが特別に用意しなければいけないと思うものをご回答ください。(自由記述)

例：人工呼吸器の外部バッテリー、充電式吸引器、酸素ボンベ、ストーマパウチ など

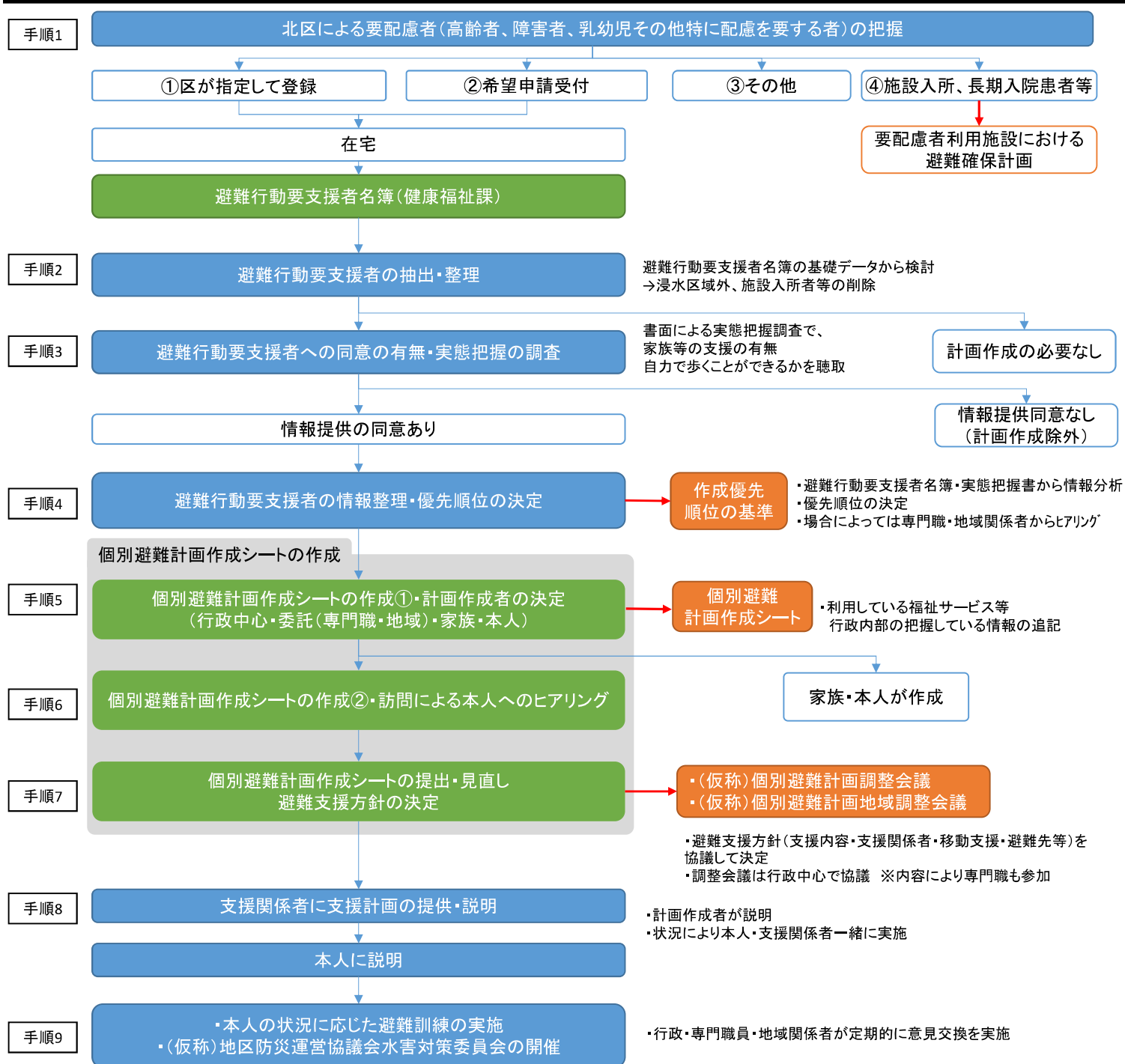
問 18 避難所生活を考えた場合、あなたにとって必要なことをご回答ください。(複数回答可)

- ① スロープやトイレなど避難所のバリアフリー化
- ② 専門家によるケアを受けることができる体制
- ③ 医療機器などを使うための電源
- ④ 不特定多数の住民との共同生活とならないような空間
- ⑤ 床では起き上がれない、介助が必要ななどの理由でベッドが必要
- ⑥ 特になし
- ⑦ その他()

問 19 大規模水害からの避難に関して、疑問や不安なことなど、ご意見があれば記入をお願いします。(自由記述)

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

個別避難計画の作成・活用フロー



用語

- ・本人／自力で避難ができない者
- ・支援関係者／専門職員・地域関係者など実際に本人に何らかの支援を行う者
- ・行政／区各所管課（健康福祉課・防災・危機管理課・障害福祉課等）
- ・専門職員／地域包括支援センター、ケアマネージャー、自立支援相談員、訪問看護師、通所（デイサービス）職員等
- ・地域関係者／民生委員、町会・自治会、消防団等



手順1 避難行動要支援者名簿の作成

(1)基本的な考え方 要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者)を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(2)現状の課題

1)避難行動要支援者の把握

- ・避難行動要支援者名簿登録者が、定義上は自力での避難ができない者になり、個別避難計画作成の対象者となる。
- ・優先順位や個別避難計画作成の程度(優先順位の低い者はマイ・タイムラインの作成など)は異なるが、**登録者全員が個別避難計画の作成対象者**(法第49条の14.1)となる。

検討課題		主な問題点、課題
1-1	登録要件の見直し (拡大・縮小)	実態として自力での避難が難しい状態にあるにも関わらず名簿の登録から漏れてしまっている方が存在する可能性がある。 また、逆のケースの可能性もある。 ・自動登録の要件外で、自力避難困難者がいるが対象者の何らかの事情で希望をしていない。 ・自動登録または、希望者の中に自力避難が可能な者(家族等支援がある者を含む)が含まれている。
1-2	公的支援等を受けてなく把握が 難しい者の把握・支援方法の検討	・公的な支援を活用していない方の中にも、避難の支援が必要な方がいる。どのぐらい数がいるのかは不明で、把握する方法を検討する必要がある。(保険外サービスの利用していて、ケアマネとの付き合いがある方なども想定される) ・また、その方への災害時の支援はどうすべきか検討する必要がある。 ・さらに、普段は支援を受けていなくても生活できるが、避難は不安という方もいる。
1-3	名簿登録者リストの整理	かなりの数の施設入所者数があることが判明 名簿登録者抽出方法を見直す必要がある。
1-4	希望者の登録の必要性の検討	自動登録者の要件で、ある程度自力で避難ができない者は把握ができています。 希望者の登録を引き続き実施するならば、登録要件について細かく検討をしないと、自力避難可能な者を多数登録することになる。 <参考:同意書について> 第49条11の同意は、あくまでも名簿登録情報の避難支援等関係者への情報提供の同意となるので、個別避難計画情報の避難支援等関係者への情報提供は別途同意が必要となる。
1-5	同意の普及方法の検討	要支援者の方で、名簿提供への同意がなかなか得られない方がいる。同意がないため、避難支援等関係者が平時からの関係性づくりができない。

2)避難支援等関係者への名簿の提供に関して

- ・個別避難計画の避難支援とは切り離して、避難行動要支援者名簿情報だけで(年齢・要介護度・障害区分中心で、専門職が扱うような詳細の情報を除く)、避難支援等関係者が支援可能な内容を整理する必要がある。→ 災害発生後の安否確認・優先順位低い人への声掛け等比較的優先順位が低い者向けの支援の位置付け

検討課題		主な問題点、課題
1-6	名簿の活用方法の再検討	・個別避難計画の支援者の役割と避難行動要支援者名簿情報提供者の役割を整理して、マニュアルを改訂する必要がある。
1-7	避難支援等関係者の見直し	・避難行動要支援者名簿を希望する町会・自治会にしか渡していないので、避難行動要支援者によっては町会・自治会の支援者がいない場合がある。 ・民生委員・町会・自治会の高齢化、コミュニティの希薄化により、平時からの関係づくりも苦慮しており、声掛け等の支援すら難しくなっている。
1-8	名簿記載情報の検討	・避難行動要支援者名簿情報提供者に提供する情報を整理する必要がある。

手順2 避難行動要支援者の抽出・整理

(1)基本的な考え方

避難行動要支援者名簿登録者の情報から、机上で下記の除外要件を抽出する。

行政内のデータ連携で抽出可能な対象者のみを除外し、手順4行政内部での基礎調査及び「手順5」本人のヒアリングによっても除外者は抽出する。

ここで除外されなかった者は基本的に全員「避難行動要支援者」となり、個別避難計画作成の対象者となる。

(除外者) ハザードがない(浸水区域外) / 施設入所者 / 長期入院者 / 時間経過により自動登録要件に該当しなくなった者
希望したが要件に該当しない者 / ※同居あり者 / ※介護・障害区分の一定の低い者
(検討者) 行政職員

(2)現状の課題

- ・避難行動要支援者名簿登録者が、定義上は自力での避難ができない者になり、個別避難計画作成の対象者となる。
- ・優先順位や個別避難計画作成の程度(優先順位の低い者はマイ・タイムラインの作成など)は異なるが、登録者全員が個別避難計画の作成対象者(法第49条の14.1)となる。

検討課題		主な問題点、課題
2-1	机上調査方法の検討	ここで除外する者は、避難行動要支援者から外れてしまうため、なるべく確実な除外者だけをデータ連携で抽出する必要がある。
2-2	除外者の検討(机上調査)	ハザードがない(浸水区域外)・施設入所者・長期入院者・症状の改善等により自動登録要件に該当しなくなった者・希望したが要件に該当しない者等で除外者の検討をする。
2-3	認知症グループホーム等高齢者住宅の取扱	認知症グループホームは、在宅の方と近い環境にあるが、施設が作成する避難確保計画での避難支援の対象とするかを検討する必要がある。

手順3 避難行動要支援者への同意の有無・実態把握の調査

(1)基本的な考え方

手順2で抽出した対象者全員に調査書を送付。同意の回答があった者を法第49条の14.1により個別避難計画作成対象者とする。

また、法第49条の15.1により避難支援等関係者に個別避難計画に記載した情報を提供可能である。

(2)現状の課題

検討課題		主な問題点、課題
3-1	実態把握調査書の内容検討	避難行動要支援者名簿以外の情報で、支援内容や優先区分の検討に必要な情報について検討をする。 →特に家族状況や自力で高台まで移動が可能かについて調査する必要がある。
3-2	同意を取る際の説明内容の検討	計画作成にあたり法第49条の14.2により、避難行動要支援者に対して、計画作成の仕方、記載事項等の説明が必要となる。郵送でも可となっているので、同意書を送付の際か、本人にヒアリングをする際に決めておく必要がある。
3-3	不同意者へのアプローチ方法の検討	同意書を返信しない者に対するアプローチ方法を検討する。 法第49条14.1ただし書きには、同意がない者に対しては自治体の作成の努力義務から外れる旨の記載がある。
3-4	新規登録者への調査	2年目以降も毎年一回は、新規登録者に対して調査をする仕組みを作る。

手順4 避難行動要支援者の情報整理・優先順位の決定

(1)基本的な考え方

同意書提出者を全員個別避難計画作成者とする(法第49条の14.1)。
提出された実態把握書類と避難行動要支援者名簿の情報をもとに、計画作成対象者の優先順位付けを行う。

(2)現状の課題

検討課題		主な問題点、課題
4-1	優先順位の区分の検討	・名簿登載者の居宅の浸水状況、自力歩行の可否、支援者の有無、障害区分、医療的ケア等により優先順位の考え方を整理する必要がある(資料5)。 ・ただし、手順2(基礎データの抽出)・手順3(実態把握調査)では明らかにならない要件(浸水区域内でも自宅に留まることが可能な要件等)については、手順6(本人ヒアリング)で確認をして、手順7(避難支援方針の決定)で優先区分を行う必要がある。
4-2	優先区分C(支援者あり)の考え方	・住基等の情報で判断が可能か検討が必要である(具体的には、二世帯居住が把握できるかどうかなど)。難しい場合は、実態調査で把握を行う必要がある。 ・支援の内容も準備の手伝い、当日の移動支援、避難情報の提供まで多岐に渡る。 ・障害者の児童はほとんど家族と同居の可能性が高いと思われる。
4-3	優先区分D(自力で歩いて避難できるか)の考え方	・住基や避難行動要支援者名簿の情報では判断が難しいため、手順2(実態把握調査)により判断をする。 ・実態調査では、本人の歩行能力を検討するだけでなく、家族等で車両の準備が可能で避難できる場合の区分についても考える必要がある。 ・家族等で車両を持っていないくても、タクシー等の手配が可能な場合の区分についても検討する必要がある。
4-4	(高台避難が必要な人)の考え方	・「水害からの広域避難に関する基本的な考え方(内閣府 令和3年5月)」の手順を参考に、移動困難者については、浸水想定区域内を避難先とする検討を行う必要がある。 【検討事項】 ①移動困難者の定義 ・移送にあたり救急搬送等を用いたとしても移動時に生命・健康面でリスクを抱える者 ②浸水想定区域内の避難が可能な条件(かなり厳しい) - A 施設が家屋倒壊等氾濫想定区域に存しないこと。 - B 施設が浸水しない居室があること。 - C 施設が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。 ※支障:水・食料・薬等の確保が困難になるおそれや、ライフライン(電気・ガス・水道・トイレ等)が使用できなくなるおそれ ※浸水継続時間の目安:3日～1週間程度

手順5 計画シートの作成①・計画作成者の決定

(1)基本的な考え方

避難行動要支援者名簿・実態把握書から、個別避難計画に必要な情報を記入する。優先順位の高低によって計画作成者を決め作成の依頼をする。優先順位が高い者は移動支援や避難所ではない専用の機材等が揃った避難先の決定や、支援関係者の調整・決定をするので行政職員が中心となって作成する必要がある(内閣府取組指針p76)。
優先順位がある程度低い者については、専門職、地域に委託することも可能、家族等がいる場合は家族にも作成可能で、本人が作成しても問題はない(マイ・タイムライン)。

(2)現状の課題

検討課題		主な問題点、課題
5-1	行政の組織体制	福祉・防災等の情報共有が必要となるため横断した組織の構築の検討が必要である。
5-2	個別避難計画作成シートの検討	実行性のある支援ができるよう記載項目を検討する必要がある。(支援者の役割・移動支援・避難先・タイムライン等)(資料6)
5-3	専門職・地域への説明	計画作成のために説明会等での説明が必要となる。
5-4	地域作成者	現在の支援等関係者は町会・自治会、民生委員と複数指定しており、重複した場合は調整が必要となる。

手順6 計画シートの作成②・訪問による本人へのヒアリング

(1)基本的な考え方

- ・計画作成者が本人の家等に行って、直接ヒアリングを実施する。聞き取りの結果を避難計画シートに追記・修正等記載する。
- ・行政の職員が行く場合は、必要に応じて専門職に同行を依頼する。
- ・計画の作成の際は、本人に計画の作成の仕方、記載事項等を説明する必要がある。
- ・また避難先や支援等関係者による支援の内容についても意見を聴く（法第49条の14.2、取組方針p80）。
- ・先順位が低い者については、本人、家族が計画を作成できるよう説明をする。

(2)現状の課題

検討課題		主な問題点、課題
6-1	委託の報償費	作成委託をする場合は、委託費の予算を確保する必要がある。
6-2	共助による個別避難計画の作成	・実態としてなかなか進まない可能性が高い。 マンパワーの問題等で現実としてどのくらい作成できるか不明確である。確実に作成できる計画の数等を検証する必要がある。また、あらたな担い手等、さらなる支援の輪を広げる等の検討も必要である。 明石市の事例では、自治町会が主体となって作成する計画1件につき3,000円が自治町会へ支払われる。訓練は1回2万円。
6-3	支援内容(移動の手段)①	自力で避難できない者には、移動手段を確保しないと計画が作成できない。 移動手段の確保について検討する必要がある。 (移送手段の候補) ・民間救急サービス 1～2名の乗務員が同乗し、搬送者の容態が悪く、起き上がれない状態で、車椅子等に寄せられないような状態でも、適切な方法で自宅のベッド～病院まで、確実に搬送する技術を要した乗務員が対応してくれる。 車種:救急車のような車両 ・介護タクシー 乗務員1名が、ご自宅の部屋～車いすへの移乗介助、歩行の見守り介助などを行って来て目的地まで確実に連れってくれる。 車種:車椅子又はストレッチャーで乗車可能なミニバンや1BOXタイプ ・通常のタクシー ドライバーのみ。介助等はできない。
6-3	支援内容(移動の手段)②	車両の手配は行政が確保する手段と、避難者が自分で手配できる両方で検討する必要がある。
6-5	避難先の確保	基本は通常の避難所への避難となるが、優先順位が高い者については様々な理由で避難先を整備・確保する必要がある。現在の北区の避難所・福祉避難所では滞在できない要支援者もいるので、分析と新たに整備が必要となる。 (検討視点) ・滞在に必要な物資(持参できないもの):酸素ボンベ、おむつ、介助食、横になるベット等 ・滞在に必要な設備:電源、他人と一緒にならない空間等 ・滞在に必要な人材:介護、医療等の専門職
6-6	行政が準備しない移動手段・避難先の検討	本人が利用している通所事業所や病院等、個別に避難先や移送手段について交渉することも必要。

手順6 計画シートの作成②・訪問による本人へのヒアリング(続き)

(2)現状の課題(続き)

検討課題		主な問題点、課題
6-7	精神障害がある方の避難方針	優先区分で精神保健福祉手帳所持者を検討する必要がある。 (方針案) ・移動 避難する判断が困難なおそれがあることから、接点のある者(就労継続支援作業所やデイナイトケアの医療機関等)からの避難するタイミングの情報提供が必要となる。また、避難時にパニックになるおそれがあることから、場合によっては同行して一緒に避難することも検討する必要がある。 ・避難先 一般の避難所を基本として、必要に応じて福祉避難室を活用する。
6-8	車両避難者の駐車場	高台部は避難先だけでなく駐車場も不足する。基本は近隣のコインパーキング等を利用してもらうことになるが、他の確保方法も検討する必要がある。 (検討案) ・区立公園等の使用 ・民間施設との駐車場利用の協定
6-9	支援者の役割分担の決定	支援者のできることを整理すると共に、必要となる支援を検討する。 声掛け、避難情報の提供、一緒に避難(自力で歩行可能者)、避難の準備 地域がどの程度フォローできるかは不明瞭である。モデル地域等で検証するなどして、実態把握を行っていく必要がある。
6-10	民生委員、町会・自治会の役割	民生委員・町会・自治会の可能な支援について、どのような支援ができるかについて検討が必要である。普段から要支援者と接点があるのかでも変わってくる。 声掛け、避難情報の提供を中心の支援が可能と考ええると、比較的優先区分が低い対象者が中心となってくる(C1～D)。

手順7 計画シートの提出・見直し・決定

(1)基本的な考え方

- ・計画作成者が計画シートを作成したら区に提出をする。
- ・優先順位が高い者については、避難先・移送手段の確保等について個別に検討する必要があるので、庁内で会議体((仮)個別避難計画調整会議)により計画の決定・訂正等を行う。
- ・会議には場合によっては、要支援者に関する専門職から意見をもらうため、参加の依頼や事前ヒアリングを実施する。
- ・地域作成者が作成する場合は、本人・家族、町会・自治会、民生委員、(行政)が地域単位で一同に集まって支援者の役割分担について協議する((仮)個別避難計画地域調整会議)を実施する。

(2)現状の課題

検討課題		主な問題点、課題
7-1	個別避難計画調整会議	会議体の開催頻度やメンバーについて検討が必要。
7-2	個別避難計画地域調整会議	ある程度優先順位が低い方が対象となる。 メンバーは本人との関係性を考慮して選出する必要がある。 主催者や関係者を集める際の連絡調整方法についても検討の必要がある。 本人・家族が中心となって作成する場合は、マイトimelineを作成の手伝いをするのも一つの手法である。

手順8 支援関係者に支援計画の提供・説明／本人に説明

(1)基本的な考え方

作成した計画シートを支援等関係者や本人に説明する。状況によって、個別に説明するか、一緒に説明するか検討する。

手順9 本人の状況に応じた避難訓練の実施／(仮称)地区防災運営協議会水害対策委員会の開催

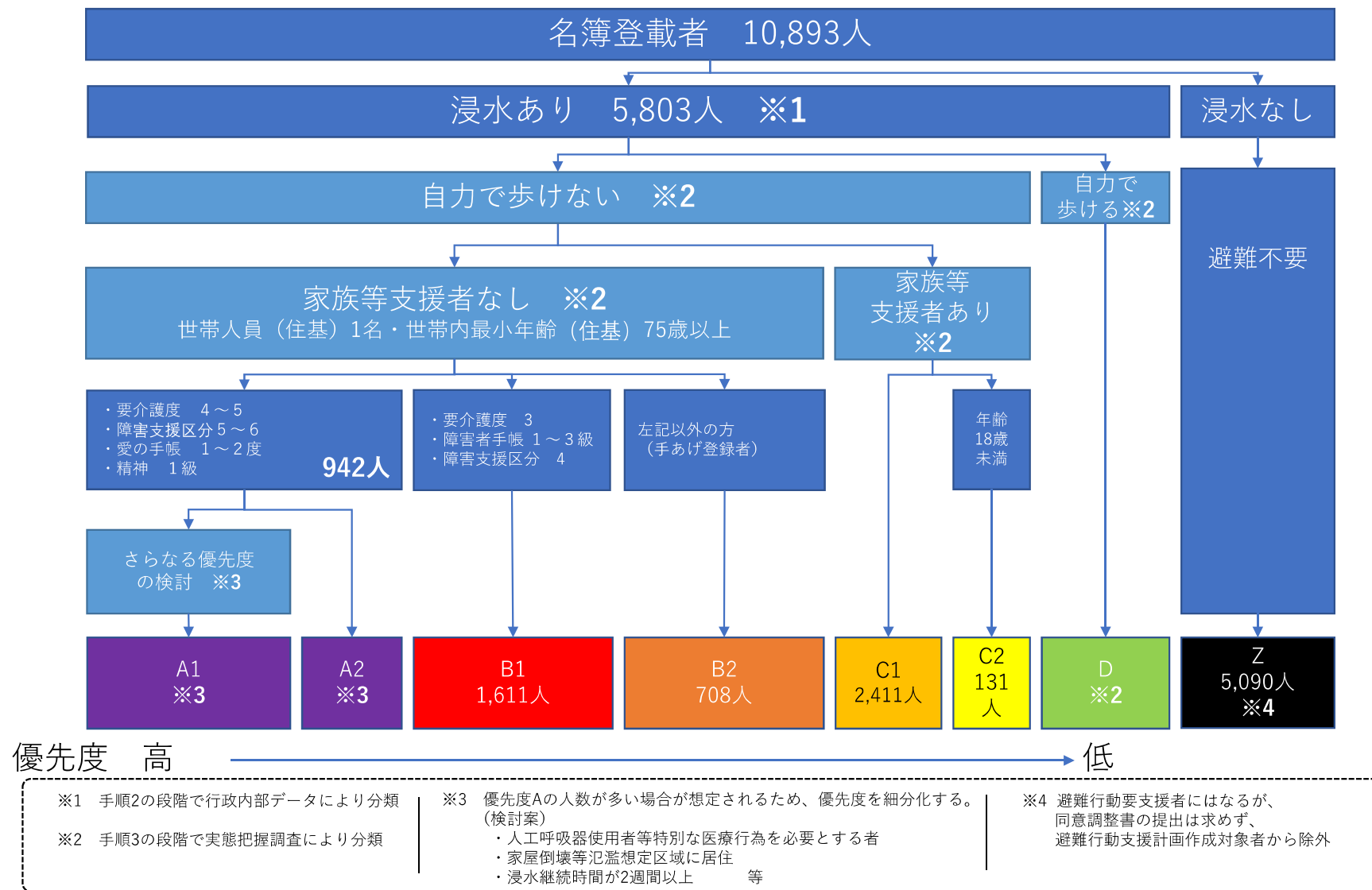
(1)基本的な考え方

個別避難計画の制度の改正や、個別の問題ケースについて、行政・専門職員・地域支援関係者等が定期的に集まり、情報交換を実施する。

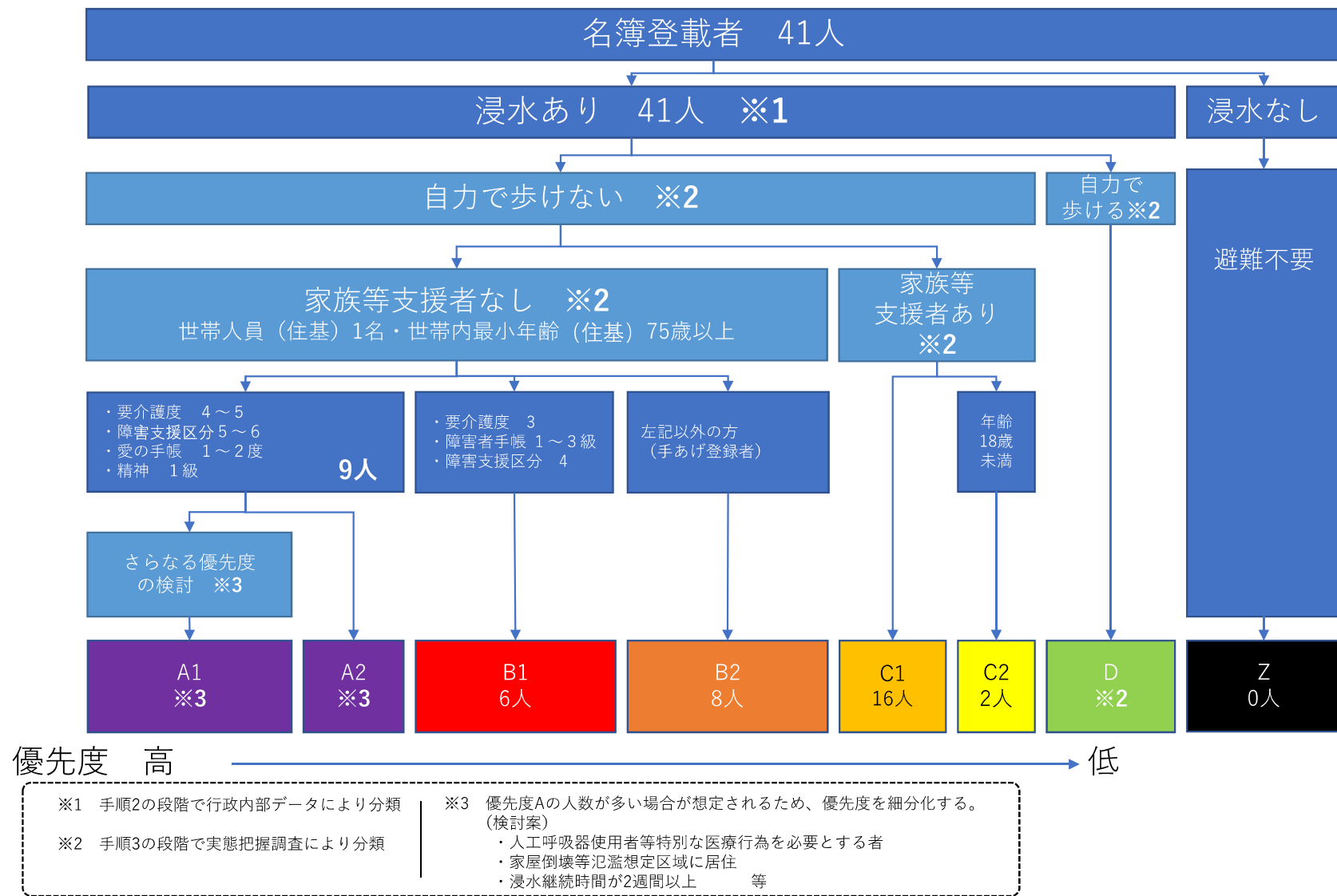
(2)現状の課題

検討課題		主な問題点、課題
9-1	(仮称)地区防災運営協議会水害対策委員会	避難支援等関係者同士が協議する場がなく、計画作成者を複数の避難支援等関係者で連携して支援する仕組みができていない。
9-2	地域ごとの開催	専門職によっては地域を跨いで担当になっている場合もあるので、参加者の調整が難しい場合もある。
9-3	会議の主催者	地域ごとに実施すると会議数が多くなり、また地域の実情も知らないと行政の負担が大きくなる。地域での主催者を検討する必要がある。
9-4	フェイルセーフの検討	家族の支援が可能な方でも、状況によっては、家族の支援が受けられなくなることも想定されることから、その場合のフェイルセーフ(最も優先すべき手段での対応が困難な場合に備えた予備手段)を検討しておく必要がある。

■個別避難計画作成の優先度（北区全域）



■個別避難計画作成の優先度（堀船二丁目町会）



個別避難計画作成におけるモデル地区の取組みについて

(1) 目的

個別避難計画作成の手順や優先度、作成上の課題等を把握するために、モデル地区を設定し、個別避難計画の作成を実施する。

(2) モデル地区の設定と基礎情報

- ・ モデル地区：堀船二丁目町会
- ・ 避難行動要支援者名簿登録者数：41 人（全員が浸水域に居住）

避難行動要支援者名簿登録者数		41
	区指定の要支援者名簿登録者	32
	要介護認定 3～5	0
	障がい手帳総合等級 1 級・2 級および体幹の 3 級	0
	視覚	2
	聴覚・平衡	4
	音声・言語・咀嚼	0
	肢体	7
	内部	3
	愛の手帳（1・2 度）	1
	精神障がい者保険福祉手帳 1 級	1
	希望による要支援者名簿登録者	9
	75 歳以上の単身世帯もしくは 75 歳以上の高齢者のみの世帯	7
	要介護もしくは要支援の認定を受けている方	0

	身体障がい手帳を持っている方	1
	愛の手帳を持っている方	0
	精神障がい者保険福祉手帳を持っている方	0
	難病医療費受給者など、上記に準ずる方	0

※2021年11月時点の名簿情報

本業務におけるモデル地区の取組みでは、堀船二丁目町会の避難行動要支援者名簿登録者を対象とする。

(3) 個別避難計画作成の取組方針

堀船二丁目町会における個別避難計画作成支援は、大まかに下記のような流れで実施することを想定する。

- 避難行動要支援者名簿（41 人）に対して、机上調査を実施する。（手順 2 に該当）
→ 名簿情報と住民基本台帳データをマッチングする等、庁内で保有している様々な情報を整理し、要支援者自身や家族の情報、普段関わりのある福祉専門職等の情報などを把握する。
- 机上調査の結果から、個別避難計画作成の優先度を検討する。（手順 4 に該当）
→ 介護・障害の度合いや、支援者の有無、自力歩行の可否などから判断する。

優先度	内容	人数
A1 + A2	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし 以下の区分に該当 ・要介護度 4～5 ・障害支援区分 5～6 ・愛の手帳 1～2 度 ・精神 1 級	9 名
B1	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし 以下の区分に該当 ・要介護度 3 ・障害者手帳 1～3 級 ・障害支援区分 4	6 名
B2	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし AB に該当しない方（手あげ登録者）	8 名
C1	浸水あり・自力歩行不可・ (18 歳以上)	16 名

- 優先度が高い要支援者について、個別避難計画作成シートを作成、今回は行政職員を中心に訪問（手順 5 に該当）
- 訪問時に、計画に記載すべき事項をヒアリングする。（手順 6 に該当）
- 個別避難計画作成シートに、ヒアリングした事項を当てはめ、個別避難計画として整理する。（手順 7 に該当）

※堀船二丁目町会の対象者のみでは、高齢者・障害者（身体・知的・精神）・医療的ケアが必要な者、各々における作成事例を作ることが難しい可能性がある。

- 堀船二丁目町会における優先度が高い要支援者の訪問・ヒアリングが終了し、個別避難計画案が作成できたら、町会関係者や福祉専門職等、区職員などで集まり、内容を確認する。（手順 8 に該当）

1. 本人データ

■カルテ情報

システム NO		名簿情報時点	
カルテ出力日		訪問日	
机上優先度		調査後優先度	

■個人情報に関する同意

避難行動支援者名簿 情報提供	同意有無 (AU)	☐ 有 ☐ 無	同意届出日 (AV)	
			登録届出日 (CB)	
個別避難計画作成	同意有無	☐ 有 ☐ 無	同意届出日	
個別避難計画 情報提供	同意有無	☐ 有 ☐ 無	同意届出日	

■避難者の基本情報

氏名(F)			性別(S)		年齢 R)	
住所(J)						
生年月日(Q)			電話番号 (自宅) (T)			
電話番号 (携帯) (U)			FAX (V)			
世帯人数 (住基) (D)			世帯内最小年齢 (住基) (E)			
特記事項 (AA)						
登録要件 (EY)						
同居家族	☐ 有 (人) ☐ 無	家族 構成	☒ 配偶者 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 子 人 ☐ その他 () ☐ ペット 動物 ()			
同居家族の 状況						

個別避難計画作成シート（個人カルテ）

■避難行動支援者名簿登載指定の要件（指定・希望）

指定	要介護認定（AW）		障害者手帳（AX）		障害支援区分(EG)	
	愛の手帳（BV）		精神手帳（BW）			
	視覚（AY）		聴覚・平衡（AZ）		肢体（BB）	
	音声・言語・咀嚼（BA）		内部（BC）		その他	
希望	75 高齢者のみの世帯(CC)		要介護・要支援の認定(CD)		身体障害者手帳（CE）	
	愛の手帳（CF）		精神障害者保健手帳（CG）		難病など（CH）	
留意事項						

個別避難計画作成シート（個人カルテ）

■利用中の福祉サービス等

№	サービスの種別	福祉サービス事業者等（CP）	電話番号（事業者）（CQ）
1			
2			
3			
4			

・避難行動支援者名簿提供者

地域振興室（DI）		町会・自治会（DJ）	
民生委員（DL）		高齢者あんしんセンター（DM）	
警察（DP）		消防（DQ）	

2. 支援に必要な情報

■希望する避難方針

--

■支援に関する留意事項

・身体的留意事項（寝たきり等介護の注意点・障害の内容・その他医療的ケア等）

No	項目	注意点・留意事項
1	介護	
2	障害	
3	医療的ケア	
4	食事形態 アレルギー	
5	排泄	
6	周囲との関わり	
7	その他	

・情報入手に関する留意事項

--

--

--

歩行	☐ 可 ☐ 否	☐ 自力で歩行可 ☐ 介助者がいれば歩行可 ☐ 車椅子が必要 ☐ ストレッチャーが必要 ☐ その他 ()
車椅子の使用	☐ 自己所有 ☐ 別途必要 ☐ 不要	☐ 電動車いす ☐ 折りたたみ車椅子 ☐ 車椅子は必要だが自走不可 ☐ その他 ()
車椅子の援助	☐ 自力で動ける ☐ 家族等の援助で移動可能 ☐ 誰かの援助があれば移動可能	

個別避難計画作成シート（個人カルテ）

車の 使用	☐ 要 ☐ 不要	☐ 普通乗用車 ☐ ミニバン・ワンボックス ☐ リフトなし福祉車両 ☐ リフト付き福祉車両 ☐ その他 ()
移動の際に身 近な人に期待 できること		
その他配慮す る事項		

・避難先での生活に関する留意事項

--

・その他特記事項

--

3. 避難支援方針

平 時 の 声 掛 け		
い っ つ 連 絡 す る の か	避難準備の連絡	・ 北区に台風が最接近する日の2～3日前
	避難開始の連絡	・ 開始目安：高齢者等避難の発令
誰 が 連 絡	☐ 支援者（準備連絡・避難開始） （ （ ☐ 事業者（準備連絡・避難開始） （ （	
	☐ 区職員（準備連絡・避難開始） （ （ ☐ その他（準備連絡・避難開始） （ （	

個別避難計画作成シート（個人カルテ）

す る の か	
誰 に 連 絡 す る の か	☐ 本人（準備連絡・避難開始） （ （ ☐ 家族・知人（準備連絡・避難開始） （ （ ☐ 支援者（準備連絡・避難開始） （ （ ☐ その他（準備連絡・避難開始） （ （
連 絡 手 段	☐ 電話 （ ） ☐ FAX （ ） ☐ メール （ ） ☐ 訪問 （ ） ☐ その他

個別避難計画作成シート（個人カルテ）

	()
ど こ へ 避 難 (避 難 先)	避難先① () 避難先② ()
ど う や っ て 避 難 (	☐車両 () ☐ストレッチャーを仕様して車で避難 ☐車椅子を使用して避難 ☐その他 () ☐徒歩で避難

個別避難計画作成シート（個人カルテ）

避難手段)	
誰と一緒に関連する避難のか	合計 人 ☐ 本人 1人 ☐ 家族・知人等 人 () ☐ 支援者 人 () ☐ その他の方 人 ()

4 . 避難支援者一覧

所属（事業者名）	氏名	連絡先	備考

計画作成及び支援内容毎の役割分担表(案)

		行政職員	福祉専門職		支援サービス提供者			医療関係者		避難支援等関係者				要支援者	
			居宅介護支援事業所 【ケアマネージャー】	相談支援事業所 【相談支援専門員】	介護サービス提供事業者	通所介護事業所	障害福祉サービス提供事業所	訪問看護ステーション	医療関係者	高齢者あんしんセンター	町会・自治会	民生・児童委員	警察署、消防署	家族	要支援者本人
計画作成者	優先度A	高	中	中	低	低	低	中	低						
	優先度B	中	高	高	中	中	中	中	低	低					
	優先度C		中	中	高	高	高	低	低	中	低	低		低	
	優先度D		低	低	中	中	中	低	低	中	高	高		中	中
支援内容	声掛け支援				△	△	△		△		◎	◎			
	避難準備手伝い支援		○	○	◎	◎	◎	○	△	△	△	△		◎	
	移動同行支援		○	○	△	△		○	△	△				◎	

【計画作成者のランク】

高・中・低 ⇒ 計画作成者となりうる可能性を示す

【支援内容のランク】※支援者は本人との関係性や支援者が支援ができるか検討した上で決定する。

◎ ⇒ 主たる支援者として最も期待ができる者

○ ⇒ 主たる支援者として期待ができる者

△ ⇒ 支援者として可能性がある者

■別表1 優先度の内容と計画作成方針

優先度	内容	計画作成方針
A	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし 以下の区分に該当 ・要介護度 4～5 ・障害支援区分5～6 ・愛の手帳 1～2度 ・精神 1級	・移動支援の手段について必ず検討する。 ・避難先についても、通常の避難所以外の避難先（福祉避難所や関係している医療機関等）についても検討する。
B1	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし 以下の区分に該当 ・要介護度 3 ・障害者手帳 1～3級 ・障害支援区分 4	・自力での移動支援について検討する。 難しい場合は、移動支援の手段について検討する。 ・通常の避難所への避難を検討する。 難しい場合は、避難先（福祉避難所等）についても検討する。
B2	浸水あり・自力歩行不可・支援者なし A及びB1に該当しない方（手あげ登録者）	ヒアリング内容によって計画方針を決定
C1	浸水あり・自力歩行不可・	地域で一緒にマイ・タイムラインを作成する
C2	支援者あり	
D	浸水あり・自力歩行可能	

■別表2 支援項目ごとの支援内容

支援項目	支援内容
声掛け支援	台風が接近したら区から発表される避難所開設情報や、高齢者等避難情報を伝達し、避難を促す。
避難準備手伝い支援	区から情報を得たら、本人宅に行き、避難の際に必要な物資や医療器具等をまとめることを手伝う。
移動同行支援	避難する際に車両に同行し、乗降等の介助を行う。

1. 概要

(1) 目的

- ・要配慮者利用施設の避難における現状・問題点・課題を整理し、必要な支援対策の方針を検討する。
- ・避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進する。

(2) 検討手順

- STEP1 庁内の取り組み状況や、対象施設の浸水状況等について、現状を整理する。
 STEP2 要配慮者利用施設へのヒアリング等を踏まえ、問題・課題を把握・整理する。
 STEP3 要配慮者利用施設の状況に応じた支援方針を検討する。

⇒以上を踏まえ、「北区大規模水害避難行動支援計画」をとりまとめる。

2. 現状

(1) 庁内の取り組み状況の整理

- ・平成29年6月の水防法・土砂災害防止法の一部改正に伴い、避難確保計画の作成、訓練等の実施が義務づけられたことを受け、北区は、平成30年3月に要配慮者利用施設を指定した。
- ・平成30年度に対象施設へ説明会を実施し、荒川の氾濫を想定した避難確保計画の作成を依頼した。
- ・令和元年東日本台風の経験を踏まえ、概ねの区内通所型施設は、大型台風の上陸や接近の可能性が生じた段階で、早期に施設閉鎖を行うよう運営方針を見直している。

1) 対象とした要配慮者利用施設数及び避難確保計画の作成状況

- ・対象施設数：233施設 うち、計画作成数：170施設 (令和3年3月31日現在)

2) 要配慮者利用施設の種別による分類

- i) 北区が対象としている施設 (233施設) (令和3年3月31日現在)

施設種別分類	施設数 (施設)	施設種別分類	施設数 (施設)
①-1 老人福祉施設(入所)	7	⑦ 保護施設	2
①-2 老人福祉施設(通所)	2	⑧ 児童福祉施設	111
② 有料老人ホーム	10	⑨ 障害児通所支援事業の用に 供する施設	11
③ 認知症対応型老人共同生活 援助事業の用に供する施設	9	⑩ 児童相談所	1
④ 身体障害者社会参加支援施設	4	⑪ 幼稚園	14
⑤ 障害者支援施設	1	⑫ 小学校	18
⑥-1 障害福祉サービス事業の用に 供する施設(入所)	9	⑬ 病院 (入所および通所)	10
⑥-2 障害福祉サービス事業の用に 供する施設(通所)	21	⑭ 診療所 (有床のみ)	3

※オレンジ塗：入所施設 (⑬病院のみ、通所が含まれている)

- ii) 北区が対象としていない国通知による対象施設例
 地域活動支援センター、母子・父子福祉施設、中学校、高等学校、診療所

令和3年3月31日現在、上記の施設種別で分類していたが、見直しを検討中である。
 ※参照：別紙1「見直し検討中の施設種別分類」

(2) 要配慮者利用施設の浸水状況による分類

- ・施設の浸水状況により、必要となる支援も異なるため、要配慮者利用施設の浸水状況（浸水深や浸水継続時間）から、①～⑥の6つに分類した。

	地域防災計画で指定している要配慮者利用施設 (231) ※1								
	内 (41)				外 (190)				
家屋倒壊等 氾濫想定区域									
全居室が浸水 (浸水深>施設階数)※2	する (29)		しない (12)		する (62)		しない (128)		
浸水継続時間	3日 以上 (29)	3日 未満 (0)	3日 以上 (12)	3日 未満 (0)	3日 以上 (53)	3日 未満 (9)	1週間 以上 (75)	1週間 ～3日 (0)	3日 未満 (53)
浸水分類	①	—	②	—	③	④	⑤	—※4	⑥※3
支援優先度	高 ← 低								

※()：施設数(施設)

※1：住所非公開の2施設を除く。

※2：施設のホームページ等により情報を収集し、建物の一室を事業所として使用している可能性を考慮したが、正しく把握できない施設もあるため、全居室が浸水する施設数が更に増える場合もある。

※3：浸水分類⑥は、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（内閣府 令和3年6月）により、屋内に留まることも可能とされている。

※4：浸水分類⑥の中でも、対象地域における域外避難の困難度が高ければ、平時からの十分な備蓄の呼びかけやライフラインの耐水対策等を実施することを前提に、1週間程度、垂直避難することも考えざるを得ないとされている。

(3) 要配慮者利用施設の特徴に応じた集計

1) 浸水状況と施設種別の集計

		施設種別 ※1																		
		①-1	①-2	②	③	④	⑤	⑥-1	⑥-2	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	計		
施設の 浸水 状況 ※2	①	2	0	1	3	0	0	0	0	0	18	3	0	1	1	0	0	29		
	②	1	0	0	0	0	0	1	1	0	5	0	0	0	3	1	0	12		
	③	0	1	1	3	1	0	5	3	1	33	1	0	3	0	0	1	53		
	④	0	0	0	0	1	0	0	3	0	4	0	0	1	0	0	0	9		
	⑤	3	0	5	3	2	0	2	7	0	27	5	1	5	9	4	2	75		
	⑥	1	1	3	0	0	1	0	7	1	23	2	0	4	5	5	0	53		
	計	7	2	10	9	4	1	8	21	2	110	11	1	14	18	10	3	231		

※緑塗：今回ヒアリングした施設の分類

※1：(1) 庁内の取り組み状況の整理「2) 要配慮者利用施設の種別による分類」を参照

※2：(2) 要配慮者利用施設の浸水状況による分類を参照

計178施設が、浸水分類①～⑥に該当し、高台への水平避難が必要である。中でも児童福祉施設（種別分類⑧）が最も多く、病院（種別分類⑬）や診療所（有床のみ）（種別分類⑭）も含まれる。

2) 浸水状況と通所・入所の集計



3) 浸水状況と経営主体の集計



水平避難が必要な入所施設（浸水分類①～⑥）は30施設。
 屋内安全確保も可能な入所施設（浸水分類⑥）は5施設。

民間施設の割合が最も多い。避難確保計画作成や避難訓練実施など、継続的に促す必要がある。

3. 問題・課題、対策の方針 (1/3)

- ・要配慮者利用施設へのヒアリング等を踏まえて、避難における問題・課題、対策の方針を以下の通り整理した。ヒアリングの詳細は、別紙1「要配慮者利用施設管理者へのヒアリング（議事概要）」を参照。
 なお、「分類」は、内閣府公表（令和2年6月）の避難確保計画様式の項目等を参考に設定している。

分類	問題・課題	対策の方針
1 避難確保計画の 作成対象施設の 指定について	<u>1-(1):</u> <u>現行の地域防災計画では、荒川氾濫の浸水想定区域内の施設のみ避難確保計画作成対象としているが、その他災害の危険区域内にも施設が立地している。</u>	■災害種別ごとの対象施設の指定 ・石神井川・隅田川・新河岸川などの浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の対象施設の指定および避難方針の検討を進める。基本的な避難方針は以下の通り。 【荒川氾濫等】 ・荒川氾濫が想定される場合は、大型台風の関東地方通過が主な気象状況となるため、台風の上陸前にある程度予測が可能である。 ・早期に時間的余裕をもって避難行動に移せるため、北区外を含む高台への避難を実施する。 【石神井川・土砂災害】 ・集中豪雨等、都内で急激な雨量が観測される場合に発生が見込まれる。 ・高台まで避難する時間がないことも想定されるため、浸水区域外への避難を基本としつつ、浸水しない居室への避難も可能とする。 ・土砂災害の場合は、必ず土砂災害(特別)警戒区域外への避難を実施する。
	<u>1-(2):</u> <u>現行の地域防災計画において、通所施設は、基本的に避難確保計画作成対象としている。通所施設は休業判断を行う可能性があるが、区で公表している避難確保計画の様式や作成手引きに方針が記載されていない。</u> 【ヒアリング時の主な意見】 ・事前休業の判断をすることも踏まえると、通所施設と入所施設は分けて考えたほうが良い。 ・放課後デイサービス、生活介護、就労継続支援など、経営の内容次第で考え方も様々だと思う。	■施設種別ごとの対象施設の指定(通所施設について) ・通所施設は、想定される水害(気象状況)によっては、あらかじめ施設管理者の判断で休業等により利用者がいないことも想定される。 ・想定される水害の種別によって、要配慮者利用施設として指定が必要か検討する。 【荒川氾濫等】 ・荒川氾濫が想定される場合は、大型台風の関東地方通過が主な気象状況となるため、台風の上陸の前にある程度予測が可能である。 ・施設管理者は事前に休園等を判断し、利用者を抑制することが可能と考える。 【石神井川・土砂災害】 ・集中豪雨等、都内で急激な雨量が観測される場合、発生が見込まれる。 ・計画的な休校等の判断は難しく、施設の利用者がいる中での発災が想定される。
	<u>1-(3):</u> <u>現行の地域防災計画において、高齢者福祉施設は、基本的に避難確保計画作成対象としている。高齢者施設でありながら、制度上老人福祉施設に該当しない施設においては、避難確保計画と個別避難計画の対象者が重複してしまう可能性がある。なお、国通知では、有料老人ホーム・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設(認知症グループホーム)</u> <u>は例示があるものの、老人保健施設・サービス付高齢者住宅については、非該当である。</u>	■施設種別ごとの対象施設の指定(高齢者施設(入所)について) ・主に支援等を必要とする高齢者が入居している施設であるが、以下の施設については制度上老人福祉施設に該当しない。 ア、有料老人ホーム イ、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設(認知症グループホーム) ウ、老人保健施設 エ、サービス付高齢者住宅 ・これらの施設については、施設入居者の安全・安心を確保するとともに、施設常駐職員がいること等から、要支援者を避難誘導する体制づくりが可能と判断し、要配慮者利用施設として指定し、避難確保計画に則り、利用者の避難支援を行うことを原則とする。

3. 問題・課題、対策の方針 (2/3)

分類	問題・課題	対策の方針
2 情報収集及び伝達	2-(1): <u>水位を基準とした「高齢者等避難」では、発令が遅いのではないかと考えられる。</u> 【ヒアリング時の主な意見】 ・職員の収集や物資の準備等に時間がかかるため、<u>区から早めに避難情報の提供がないと困る。</u> (A施設: 区から48時間前に連絡が来ても、避難の体制を整えられない。) ・利用者の車移動だけでなく、車いすに乗せることや、車への乗り降り、介護に必要な物資や特別な器具の移動にも時間を要する。(A施設: 8往復必要で、丸1日がかりの作業になる。) ・なおショートステイは、人数も特別養護老人ホームの半分程度で、必要になる物資の量も比較的少ないため、特別養護老人ホームの4分の1程度の時間で避難できると思う。	■避難開始のタイミングの検討 ・高齢者等の避難については、避難準備や移動に時間を要するため、なるべく早期の段階で避難を開始する必要がある。また、避難時が強い風雨や夜間であると、避難のリスクが高くなることも考慮する必要がある。 そこで、以下の検討を行う。 ⇒「高齢者等避難開始」の発令判断基準について、荒川の水位上昇を基準とする現行の考え方を見直し、大型台風の接近予報などリスクが高まった段階で発令することについて。 ⇒「高齢者等避難開始」とは別に、早期に高台への避難行動を呼びかける判断基準を設けることについて。
3 避難誘導	3-(1): <u>基本的には、移動手段は施設で確保してもらう必要がある。</u> 【ヒアリング時の主な意見】 ・利用者全員を安全に避難させるための人手が足りない。 ・現在想定している経路は、<u>車椅子を押して歩くには大変困難な経路となっている。</u>(例として、環状八号線や新河岸川を渡る等) ・電車やバスで避難する経路も検討しているが、できるだけ早めに車で避難しようということにしている。 ・車での移動が考えられるが、直前の移動だと渋滞の発生も問題として考えられる。 ・移動支援としては、民間救急(1台に1人)が理想である。しかし、付き添いのための職員の確保が困難。	■施設等で移動手段の確保が難しい場合の代替手段の検討 ・北区と締結している「災害時におけるタクシー・バス車両による緊急輸送協力に関する協定」について利用できるか検討する。 ・区内の民間救急事業者や介護タクシー事業者との連携について検討する。 ・実際に避難訓練を実施することで、避難場所まで移動しやすいルートを検証する。 ★<u>支援の担い手の確保についてはどのような対策が有効か？</u>
	3-(2): <u>基本的には、要配慮者が滞在できる安全な避難先について、施設で確保してもらう必要がある。</u> 【ヒアリング時の主な意見】 ・避難先においても、<u>介護するためのスペースの確保が必要であり、排泄・食事などに特別な配慮が必要</u>なため、区が開設する高台水害対応避難場所、一般避難者とスペースを共有することが難しい。 ・避難先で全員の世話ができるかという問題もある。不安要素は避難先で入所者が<u>パニックに陥いる</u>ことである。 ・いつもの場所に留まるのであれば、施設利用者も生活できるが、移動することには戸惑いもある。 ・施設には、24時間体制で看護師がついているため、職員がゼロになることはない。施設内での垂直避難であれば、施設の方も専門職の方もいて、ケアが可能である。 ・職員側としては、避難所生活が長引く(2泊3日程度)ことはやむを得ないと考えている。また独身者や、子育てをしていない職員から対応に当たってもらうことも考えている。	■避難先の確保についての検討 ・現在、北区で要配慮者のために指定している各種避難所において、具体的な避難先の指定を検討するとともに、避難者のために必要な設備や備蓄物資等の整備について検討する。 【高台にある各種避難所】 ・福祉避難室：22ヶ所(区立小中学校の教室等を利用) ・福祉避難所：12ヶ所 ・補完型福祉避難所：9ヶ所(ふれあい館) ・その他協定を締結している都立施設等(特別支援学校等)
	3-(3): <u>高台までの移動にリスクを抱える移動困難者(要介護者、重度障害者等)については、移動そのものに大きなリスクを抱えている方もいる。</u> 【ヒアリング時の主な意見】 ・特別養護老人ホームに入所している人は、1日に何時間かは横にならないと体力が持たない。 ・重度身体障害者は、避難の際に必要な荷物が重い。職員は、車椅子を押して、さらに多くの荷物を持つていくことが難しいため、基本的に車での移動を考えている。 ・寝たきりの人はどうするかといった問題もある。(寝たきりのような人でも、常に横になっていなければいけない人は少ないため、避難にあたり、車いす移動ができる。)	■移動困難者の避難先の検討(荒川氾濫等) ・「水害からの広域避難に関する基本的な考え方(内閣府 令和3年5月)」の手順を参考に、移動困難者については、浸水想定区域内を避難先とする検討を行う。 【検討事項】 ①移動困難者の定義 ・移送にあたり救急搬送等を用いたとしても、移動時に生命・健康面でのリスクを抱える者 ②浸水想定区域内の避難が可能な条件(かなり厳しい) A 施設が家屋倒壊等氾濫想定区域に存しないこと。 B 施設が浸水しない居室があること。 C 施設が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。 ※支障: 水・食料・薬等の確保が困難になるおそれや、ライフライン(電気・ガス・水道・トイレ等)が使用できなくなるおそれ ※浸水継続時間の目安: 3日～1週間程度 ★<u>特に要件Cを満たすには困難が生じると思われるが、検討の方向性として有効か？</u>

3. 問題・課題、対策の方針 (3/3)

分類	問題・課題	対策の方針
4 防災体制	4-(1): <u>通所施設は、休業等の判断についても検討する必要がある。(荒川氾濫等の想定の場合)</u> 【ヒアリング時の主な意見】 ・数日間にわたって施設の運営を止めることは難しい。 ・連携する施設が休業にならない限り、サービスを実施する必要がある。 (特別支援学校の方が通っている放課後デイサービスなど)	■<u>休業判断を考慮した、避難確保計画様式の検討(荒川氾濫等)</u> ・通所施設の計画様式においては、休業の判断についても入れるか検討を行う。 ・なお、タイムラインを用いた検討が有効であることも考慮する。
	4-(2): <u>施設と地域・自治体の関わり方を検討する必要がある。</u> 【ヒアリング時の主な意見】 ・地域などとの横の繋がりは、ほとんどないような状況である。 ・避難所生活の際、浸水しない地域から職員が支援に来る可能性はあるが、必ずしも介助ができる職員とは限らない。ただし介助ができない職員であっても、トイレの介助などをしている間に、盗難防止の見張りや他の利用者を見てくれるだけでも助かる。 ・外部からヘルパーが来ることもあるため、あらかじめ避難の流れを示した資料を準備している。	■<u>施設・地域との協議の場の検討</u> ・合同防災訓練を企画するなど、顔が見える関係づくりについて検討する。
5 施設の整備	5-(1): <u>基本的には、必要設備・物資等を施設に確保してもらう必要がある。</u> 【ヒアリング時の主な意見】 ・相当量の物資(おむつや車いす、医療器具など)について、避難先に移動させる必要がある。車いすなどは、避難所に持参することができるが、ベッド類は備えがないと厳しい。 ・系列施設に避難する場合は、利用者の食料等の準備がされているが、付き添いの職員等に対する食料等の準備はない。(B施設) ・普段使用している医療器具は、移動に関する日常的なものが主である。本施設では、酸素ブレンダーを使う人は1人である。ショートステイの利用者では、2～3人持ち込んでいる人がいる。ショートの方が、在宅酸素などを使っているケースが多い。(A施設) ・物資は、ローリングストック形式でおおよそ1～2週間程度備蓄している。(A施設)	■<u>避難所における必要な設備や物資等の検討</u> ・現在北区で要配慮者のために指定している各種避難所において、具体的な避難先の指定を検討するとともに、避難者のために必要な設備や備蓄物資等の整備について検討する。 (3-(2)の再掲)
6 防災教育及び訓練の実施	6-(1): <u>水防法により、施設管理者等は定期的な避難訓練実施が義務であるが、訓練未実施の施設も多い。</u> 【ヒアリング時の主な意見】 ・職員に対する訓練はできそうだが、利用者を混じえた訓練となると難しい。 (職員のみで、施設から避難所への避難経路を徒歩で確認する訓練を実施している。また普段から、北区からのメールを各事業所に転送しており、情報共有は図っている。) ・水害の訓練も、消防訓練と紐づけて実施することができれば良い。	■<u>普及方法の検討</u> ・避難訓練の効果的な実施に向けて、普及・啓発を検討する。 【普及方法】 ・訓練の例の提示 ※地域と一緒にした訓練の例 ・区からの技術的な支援の実施等 ・優良な訓練に対する褒章等 ・チラシの作成

見直し検討中の施設種別分類

【社会福祉施設】

No	施設種別分類		内容	備考	低地部の施設数	検討の必要性	
						荒川	石神井・土砂
1	老人福祉施設	老人デイサービスセンター	・老人デイサービスセンター(ろうじんでいさーびすせんたー) 日常生活を営むのに支障のある高齢者に対し、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法や生活等に関する相談および助言、健康診査等のさまざまなサービスを日帰りで提供することを目的とする施設です。介護保険法上は、指定通所介護事業所といえます。	・入所ではなく、日帰りサービス利用者のみ。 ・北区は6カ所あるが堀船、滝西、田端以外は特養と併設	1(堀船) ※介護保険法のデイサービスは別。	△	○
2		老人短期入所施設	・老人短期入所施設(ろうじんたんきにゅうしょせつ) 本人の心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担軽減等を図るために、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった方が短期間入所し、介護や日常生活上の支援を受けることができる施設です。介護保険法上は、指定短期入所生活介護施設といえます。	・ショートステイ ・北区は特養と併設	0 ※介護保険法のショートステイは別。	△	○
3		養護老人ホーム	・養護老人ホーム(ようごろうじんほむ) 身体上又は精神上又は環境上の理由、及び経済的理由により、家庭での生活が困難な65歳以上の高齢者を入所させて、養護することを目的とする施設です。平成18年度より入所理由から「身体上及び精神上」が除外されました。また、入所している方が介護保険サービスを利用する途が開かれました。	・入所施設、職員常駐	0	○	○
4		特別養護老人ホーム	・特別養護老人ホーム(とくべつようごろうじんほむ) 65歳以上の高齢者で、身体上又は精神上の著しい障害があるため、常時介護を必要としかつ在宅生活が困難な高齢者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とした施設です。介護保険法上は、指定介護老人福祉施設とよばれ、要介護認定で要介護1以上と判定された方が利用できます。	・入所施設、職員常駐	6	○	○
5		軽費老人ホーム	・軽費老人ホーム(けいひろうじんほむ) 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で入所し、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を受けることができる施設です。 食事サービスの提供があるA型と自炊のB型および次に掲げるケアハウスの3種があります。A型・B型において入所者が個別の介護等を必要とする状態になった場合は、外部の在宅福祉サービスを利用します。 ケアハウスとは、軽費老人ホームの一種です。60歳以上の者(夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上)で、かつ、身体機能の低下または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が利用できる施設です。自立した生活を継続できるよう構造・設備等の面で工夫されており、各種相談、食事サービスの提供、入浴サービスの提供のほか、緊急時の対応機能も備えています。入所者が要介護状態となった場合は、介護保険サービス等の利用によって対応します。	・入所施設と同様の扱い、職員常駐	4	○	○
6		老人福祉センター	・老人福祉センター 無料又は低額な料金で、地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設です。	・北区はいこいの家 ・60歳以上の方が利用する「健康づくり」等の施設	2 (志茂・名主の滝)	△	○
7		老人介護支援センター	・老人介護支援センター 老人福祉に関する専門的な情報提供、相談、指導や、居宅介護を受ける老人とその養護者などと老人福祉事業者と間の連絡調整、その他援助を総合的に行うことを目的とする施設です。	・地域包括支援センター	6	×	×
8	有料老人ホーム		・有料老人ホーム 有料老人ホームとは、老人福祉法において「老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設ではないもの」として位置付けられている施設です。	・入所施設と同様の扱い、職員常駐	9 (有料老人ホーム)	○	○
9	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設		・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 要介護者であって認知症により家庭での生活が困難になった方が、9人程度を単位として、介護を行う職員と共同生活を営む住居です。 家庭的で落ち着いた環境のもとで、食事の支度や掃除、洗濯などを利用者と介護職員が共同で行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的としています。	・入所施設と同様の扱い、職員常駐	9 (認知症グループホーム)	○	○
10			・老人保健施設(介護保険法)	・リハビリ施設だが入所施設の扱い	2	○	○
11	その他		・サービス付高齢者住宅 ※現在対象として指定していない。	・職員常駐でいるか不明。 ・東京都により指定された施設。	3	○	○

見直し検討中の施設種別分類

【社会福祉施設】

No	施設種別分類		内容	備考	低地部の施設数	検討の必要性					
						荒川	石神井・土砂				
12	身体障害者社会参加支援施設		身体障害者福祉法第5条に基づく施設。 障害のある方々の健康増進と社会参加を促進することが目的のための施設。	・通所施設	4	△	○				
13	障害者支援施設		障害者支援施設とは、障害者に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う施設	・入所施設 ・重度身体障害者グループホーム やじろべえ	1	○	○				
14	地域活動支援センター		障害者総合支援法にもとづき、障害のある人を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関。	・通所施設 ・支援センターきらきらのみ	0	△	○				
15	福祉ホーム		身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。	・入所施設 ・北区はなし	0	○	○				
16	障害福祉サービス事業の用に供する施設		個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。	通所(生活介護3、就労移行支援7、就労継続支援A2、就労継続B12、自立訓練0)	24 (延べ数)	△	○				
17				短期入所				・ショートステイ	2	△	○
18				入所(共同生活援助/グループホーム)				・入所施設、職員常住	9	○	○
19	障害児通所施設		・放課後等ディサービス 授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	・通所	10	△	○				
20			・児童発達支援 日常生活を送るのに必要な基本動作や知識などを習得し、集団生活や社会生活に適応できるように通所施設などで必要な支援を行います。	・通所	4	△	○				
21	保護施設		生活保護法に基づく保護(生活保護)を実施するために設置される福祉施設。同法第38条で、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設の5種類が規定されている。	・北区では授産施設が2施設のみ	2	△	○				
22	児童福祉施設	保育園	親が働いている、病気の状態にある等の理由により家庭において十分に子どもを保育できない場合に、家庭に替わって子どもを保育(養護と教育が一体となった保育)するため、児童福祉法に位置付けられた「児童福祉施設」です。	・通所	65	△	○				
23		児童館・児童室	児童に健全な遊びと創造の喜びをあたえ、よりよい環境の中で、健やかに育てることを目的として設置されています。	・通所	13	△	○				
24		学童クラブ	児童福祉法で放課後児童健全育成事業として位置づけられ、保護者が就労等のために留守になる家庭の児童に、遊びと生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的としています。	・通所	32	△	○				
25	児童相談所(子ども家庭支援センター)		児童福祉法第12条に定められている児童相談所。子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待などさまざまな相談に対応する。	・通所	1	△	○				

【学校】

No	施設種別分類	内容	備考	低地部の施設数	検討の必要性	
					荒川	石神井・土砂
26	幼稚園		・通所	14	△	○
27	認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。内閣府子ども・子育て本部	・通所	2	△	○
28	小学校		・通所	18	△	○
中学校・高等学校等は現在指定していない。						

【医療施設】

No	施設種別分類		内容	備考	低地部の施設数	検討の必要性	
						荒川	石神井・土砂
29	病院			入院施設	10	○	○
30	診療所		病床を有さないもの又は、患者 19 人以下の入院施設(病床)を有するものをいう。	入院施設	3	○	○

要配慮者利用施設管理者へのヒアリング（議事概要）

1. 目的

- 要配慮者利用施設における大規模水害時の避難における問題点や課題を把握するため。

2. 実施概要

（1）実施方針

- 施設の実情を踏まえ、検討委員会等で挙げられた問題点を深掘りし、現状を把握する。

（2）対象施設とヒアリング実施概要

対象施設とヒアリング実施概要

施設名		A 施設	B 施設	C 施設
実施日時		令和3年 12 月 22 日 (水)	令和3年 12 月 24 日 (金)	
実施場所		施設内 区役所内会議室		
ヒアリング参加者		施設職員 2名 北区役所防災・危機管理課	施設職員1名 北区役所防災・危機管理課、受注者	施設職員1名
施設種別		特別養護老人ホーム・ショートステイ・デイサービス・訪問介護 民間、入所	放課後デイサービス 民間、通所	重度身体障害者グループホーム 民間、入所 ※障害者総合支援法に基づかない東京都の単独事業施設
施設位置		志茂地区 (4 階建)	浮間地区 (2 階建アパートの1 階)	赤羽北地区 (2 階建)
荒川が氾濫	浸水深	5.0～10.0m	5.0～10.0m	0.5m～3.0m (ただし 3.0～5.0m 範囲に隣接)
	浸水継続時間	336～672 時間 (4 週間程度)	336～672 時間 (4 週間程度)	～12 時間 (ただし、4 週間範囲に隣接)
	家屋倒壊等 氾濫想定区域	○	○	× (ただし、区域に隣接)

3. ヒアリング項目

（1）過去の被害経験

- 令和元年東日本台風（台風第 19 号）における利用者の避難誘導等の実績について。
※参考：令和元年 10 月 12 日（日）19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸。
その後、関東地方を通過し、13 日（月）12 時に日本の東で温帯低気圧に変化。（出典：気象庁）
- その際の問題、課題について。

（2）平時における施設の状況

- 施設の利用者数、職員数について（日中・夜間・サービス別）。
- 平時からの近隣・系列施設、消防・警察等の防災関係機関、地域との関わりについて。

（3）避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況

- 避難確保計画の作成・更新状況について。また、計画作成時に困ったことについて。
- 避難訓練実施の状況について（全員が避難に要する時間など）。また、訓練実施時に困ったことについて。

（4）水害時の避難支援にかかる状況、問題点や課題

- 各施設における避難方針について。
(区の基本方針：高台への避難と緊急時以外は、垂直避難は行わないこととしている。)
- 施設職員による避難誘導における問題、課題について。
(職員体制、避難のタイミングや判断、情報の入手、避難先や経路、移動手段、資機材や備品など)
- 利用者や施設職員の安全性などの観点で、避難誘導におけるリスクについて。
(高台へ避難しないリスク／高台へ避難する場合のリスク【移動中、移動先】)
- 施設外部からの必要な支援について。

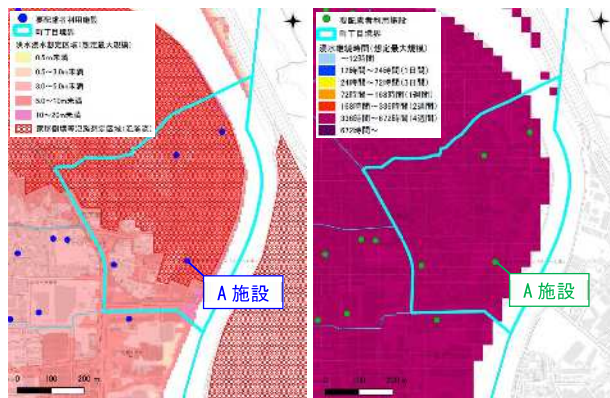


図 A 施設の浸水状況（荒川氾濫）

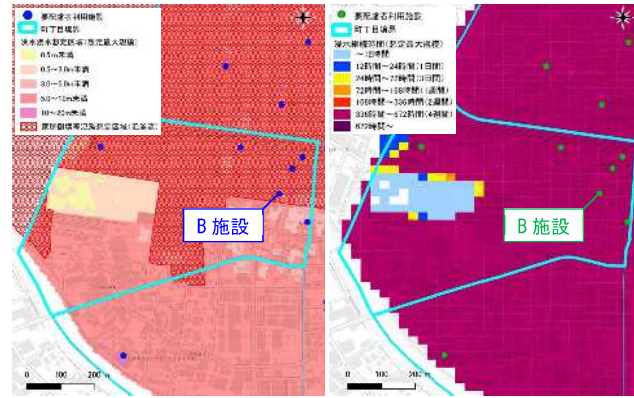


図 B 施設の浸水状況（荒川氾濫）

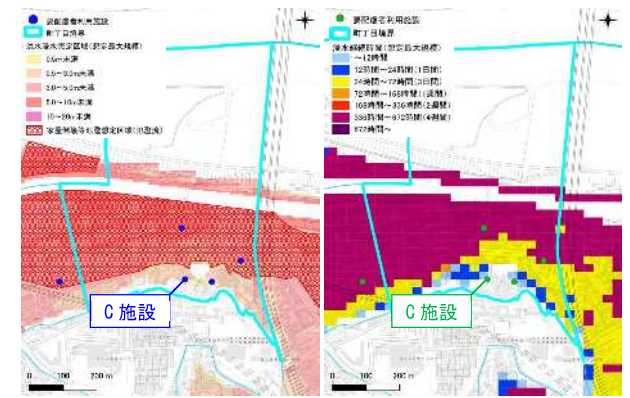


図 C 施設の浸水状況（荒川氾濫）

4. ヒアリング結果

施設名		A 施設	B 施設	C 施設
1-①	台風等の避難実績	—	【令和元年東日本台風（台風第 19 号）】 - 避難誘導は実施せず。（デイサービスであり、土日は利用者がいなかったため。） - 浸水対策を行った。（土のうなど）	【令和元年東日本台風（台風第 19 号）】 - 避難誘導は実施せず。（自施設にて屋内避難） - 強風対策を実施。（ものが飛ばないように固定） - 情報収集を実施。（テレビ、スマホ、北区メール等） 2 階の利用者ベッド高さを上げた。
1-②	上記において問題・課題と感じたこと	—	- 特別支援学校が休校にならない限り、平日でもサービスを実施する必要がある。（王子特別支援学校の方が通っている放課後デイサービスであるため。） - 休校判断を早めにしてほしい。	- 荒川が氾濫するほどではないと感じていた。 10（金）の段階で荒川氾濫の危険性を認識していたら、避難していた。
2-①	平時の利用者数	日中：110～120 名 夜間：60～70 名 休日：65～70 名 （入所者：53 名、ショートステイ：21 名）	日中：10 名程度 夜間：・ 休日：・ （特別支援学校に通う小学校 1 年生～高校 3 年生）	日中：4 名 夜間：4 名 休日：4 名 （3 名：全介助、1 名：車いすからトイレへの移動が自力でできる程度） ※平日の日中は、北区立赤羽西福土工房に通所。
	平時の職員数	日中：35～45 名 夜間：5～7 名 休日：7～10 名 （法人全体で 200 人、特養で 3～40 人、ショートステイと併せると 60 人程度）	日中：4～5 名 夜間：・ 休日：・ （福祉系資格を所持しているが、医療系対応は無し。）	日中：4 名 夜間：2 名 休日：4 名 （福祉系資格を所持しているが、医療系対応は無し。） ※平日の日中は、作業所に通所。
2-②	地域との関わり	—	—	自治会に所属、小学校での避難訓練に参加
3-①	避難確保計画の作成状況	作成済み 2019（令和元）年 9 月 1 日	作成済み 2020（令和 2）年 4 月 13 日	作成済み 2019（平成 31）年 2 月 5 日
	更新状況	—	—	—
	計画作成時に困ったことおよびご意見	—	事前休業の判断をすることも踏まえると、通所施設と入所施設は分けて考えたほうが良い。	- 様式を埋めることはできても、実効性確保が難しい。 - 放課後デイサービス、生活介護、就労継続支援など、経営の内容次第で考え方も様々だと思う。
3-②	避難訓練の実施状況	未実施	未実施（半年に一回、児童含め消防訓練実施）	未実施（近隣小学校の消防避難訓練に参加している。）
	実施時に困ったことおよびご意見	※当施設職員が、系列施設で実施した際は、5 分程度の距離を 18 人移動させるのに 3 時間かかった。	- マンションの 1 階や 2 階を借りている事業所が多いため、訓練といっても上階へ避難することはできないのではないかと。 - 水害の訓練も消防訓練と紐づけて実施することができたら良いと思う。 - 普段から、区からのメールを各事業所に転送しており、情報共有は図っている。	- 職員のみで、施設から作業所への避難経路を徒歩で確認する訓練を実施している。 - 職員に対する訓練はできそうだが、利用者を交えた訓練となると難しいと思う。
4-①	避難基本方針について	西が丘小学校への水平避難	桐ヶ丘中学校への水平避難	作業所への水平避難
4-② 4-③	避難誘導において問題、課題と感じていること 避難誘導時のリスクとして考えていること	（水平避難・移動手段について） - 西が丘小学校まで施設が自力で移動することは困難。デイサービスの送迎用車両 7 台で計画を作成しているが、この車両は、座れる前提である。寝たきりの人はどうするかといった問題があり、計画には西が丘小学校への避難を記載しているが、現実的には難しい。 - 寝たきりのような人でも、常に横になっていなければいけない人は少ないので、避難にあたっては車いす移動ができる。 - 送迎用車両は 11 台。うち車いす等を乗せられる大きいもの	（水平避難・移動手段について） - 桐ヶ丘中学校までの所要時間は 30 分程度であるが、実際に障害を持つ児童を連れて移動するとなればさらにかかると考えられ、現実的には水平避難は難しいと思っている。 - 特別支援学校への避難を考える場合、浮間地区からどのように行くかが問題である。また、特別支援学校は都立なので、区の動きとは異なるのではないかとと思うが、避難所として開くのか未確認。	（水平避難・移動手段について） - 現在想定している経路は、車椅子を押して歩くには大変困難な経路となっている。赤羽まで電車で行き、バスに乗って作業所まで行く経路も検討しているが、できるだけ早めに車で避難しようということにしている。 - 重度身体障害者は、避難の際に必要な荷物が多い。職員は、車椅子を押して、さらに多くの荷物を持っていくことが難しいため、基本的に車での移動を考えている。

施設名		A 施設	B 施設	C 施設
		は 7 台所有している。 ・ 高台に避難する場合、車いすに乗せて車両で避難するには 7 往復くらい必要。 ・ 車いすに乗せることや、車への乗り降りにも時間を要するため、1 往復するのに 30 分では済まない。 ・ 避難誘導に加え、介護に必要な物資や特別な器具の移動も合わせると 8 往復で、丸 1 日がかりの作業になる。2 ～ 3 時間での避難は困難。 （屋内安全確保について） ・ 通所の方については、提出している計画通り水平避難で問題ない考えるが、2 階から上の入居者の場合は、重介護であり、計画通りに避難させることは困難。3、4 階に詰めて垂直避難するのが現実的。その後の供給ができなくなってしまうことなどが課題になる。 ・ 建物がしっかりしているため、他の家屋は流されてもここは残ると思う。（※実際は家屋倒壊等氾濫想定区域） ・ ショートステイは、人数も特養の半分程度で、必要になる物資の量も比較的少ないため、特養の 4 分の 1 程度の時間で避難できると思う。 ・ 浸水してしまうと、電気が止まってしまうのでその中でサービス継続が可能かという課題もある。 （施設の備蓄について） ・ 物資は、ローリングストック形式でおおよそ 1～2 週間程度備蓄している。 （職員参集について） ・ 施設職員も全員招集することになると思うが、時間的に厳しいと思う。3 日前に召集しても 100 人は集まらないと思う。 ・ 避難しなければいけないことが分かってから、職員の収集、物資の収集等を考えると時間がかかるため、早めに避難の連絡がないと困る。 （避難先の環境・備蓄について） ・ 避難先においても、介護するためのスペースの確保が必要。具多的には、相当量のおむつや車いす、横になれるスペース。これらを加味すると、水害の場合は、できるだけ垂直避難で対応したい。	・ 板橋区の小学校へ避難検討もしたが、他区であることや、環八や新河岸川を渡らなければならないことがネックとなった。 ・ 水平避難を考える場合、車での移動が考えられるが、直前の移動だと渋滞の発生も問題として考えられる。 ・ 浮間地区にある系列施設は建物の 2 階に相当するため、浸水しないのではないかと考えている（※実際の浸水深は 5 m 以上で家屋倒壊等氾濫想定区域）。しかし、当施設より荒川に近いところに位置しているため、避難は難しいと考えている。	（避難先の環境・備蓄について） ・ 作業所に通所している方の食料等の準備がされているが、付き添いの職員等に対する食料等の準備はない。 ・ 避難所の理想としては、利用者が横になれるスペースがあると良いと考える。最低でもおむつ交換のために、トイレには横になれるスペースが必要である。熊本地震の際は、車椅子利用者は車椅子から降りることができなかったという話も聞く。 （職員参集について） ・ 職員避難は、2 泊 3 日程度はやむをえないと考えている。また、独身者や子育てをしていない職員から対応に当たってもらおうとも考えている。

施設名		A 施設	B 施設	C 施設
		・ 特養に入所している人は、1 日に何時間かは横にならないと体力が持たない。 ・ 排せつや、食事、眠れる環境を整えることが重要。 ・ 車いすは持参することができるが、ベッド類は備えがないと厳しい。 ・ 避難先で全員の世話ができるかという課題もある。不安要素は、避難先で入所者がパニックに陥ってしまうこともある。避難しても水に流されない「だけ」になる可能性もある。 ・ また、利用者もいつもの場所に留まるなら生活できるが、移動することには戸惑いもある。 (医療的ケアについて) ・ 普段使用している医療器具は移動に関する日常的なものが主である。本施設では酸素ブレンダーを使う人は 1 人。ショートステイの利用者では 2~3 人持ち込んでいる人がある。ショートの方の方が在宅酸素などを使っているケースが多い。 ・ 施設には、24 時間体制で看護師がついているのでゼロになることはない。この施設内での垂直避難であれば、施設の方も専門職の方もいて、ケアが可能。 (施設の運営について) ・ 水平避難する場合、1 日前には施設を閉める必要がある。 ・ 避難に 1 日かかり、避難場所で 2 日間、戻するのに 1 日かかると想定すると、計 4 日間は他のことをすべて止める必要がある。4 日間すべてを止めるのは厳しい。 ・ いつ施設を閉めるかというタイミングも課題。デイサービスの人は通所しないで家にいてもらえばよい。 ・ 台風は 3~4 日前になると危険性が分かるが、その場合特養入所者を家族が迎えに来るということはない。緊急時のことは基本的に施設に任されている。		
4-④	施設外部からの支援として望ましいことおよびご意見	・ 移動支援としては、民間救急（一台に一人）が理想。しかし、一人で乗せていくわけにもいかない。 ・ 48 時間前の連絡では避難の体制を整えられない。 ・ （外部応援について）系列施設の利用者を避難させるスペースはある。狭いが、3、4 階に詰めて避難することは可能。何日間かはやり過ごすことができる。用具も移動させて使用することができる。	・ 横の繋がりほとんどないような状況である。 ・ 何年前には放課後デイサービスの連絡協議会を実施した覚えがある。連絡協議会の実施主体は区ではなく、放課後デイサービス側だと言われたが、継続されることなく実施されなくなった。	・ 避難所生活の際、浸水しない地域から職員が支援に来る可能性はあるが、必ずしも介助ができる職員とは限らない。ただし介助ができない職員であっても、トイレの介助などをしていいる間に、盗難防止の見張りや他の利用者を見てくれるだけでも助かる。 ・ 外部からヘルパーが来ることもあるため、あらかじめ避難の流れを示した資料を準備している。 ・ 庁内で担当窓口が縦割りされてしまっているため、関係部署で集まってほしい。

令和3年度												
7月8月9月10月11月12月1月2月3月												
検討事項	◆1. 基礎調査・現状分析業務・課題の整理											
	◆2. 支援計画の策定											
	●計画作成方針の検討●計画たたき案(骨子)作成●計画素案・様式作成											
	②北区の基本的な避難行動の在り方											
	⑥避難確保計画の作成と活用											
	③避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲											
	④避難行動要支援者名簿の作成と活用											
	⑤個別避難計画の作成と活用											
	⑦災害時における避難支援											
	◆3. 区民意識調査の実施・分析											
●調査内容の企画及び提案●ヒアリング実施●アンケート実施●集計・分析												
第2回の検討部会の意見を踏まえて、モデル地区の取組を実施●モデル地区の実施方針検討●モデル地区での作成試行												
検討委員会	■第1回(8月24日(火)18:00～19:30) (1)支援計画策定の作成方針(1) (2)支援計画の構成案(2) (3)区民意識調査の実施方針(3) (4)避難確保計画の作成と活用(2. ⑥)											
	■第2回(11月9日(火)18:00～19:30) (1)支援計画たたき案の確認(2) (2)避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲(2. ③) (3)避難行動要支援者名簿と個別避難計画の考え方(2. ④、⑤) (4)避難確保計画の作成と活用(2. ⑥) (5)避難支援等関係者の役割の考え方(2. ⑦)											
	■第3回(3月中旬) (1)区民意識調査の結果(3) (2)避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲(2. ③) (3)避難支援等関係者の役割(2. ⑦) (4)避難行動要支援者名簿・個別避難計画の在り方(2. ④、⑤) (5)自助・共助・公助それぞれの避難支援の在り方(2. ⑦) (6)避難確保計画の作成と活用(2. ⑥)											
ヒアリング会 専門部会	□第1回(10月上旬～12月下旬) その1:セグメントごとの支援者及び要支援者への個別ヒアリング その2:主に要支援者の入居施設の管理者と対象としたヒアリング その3:主に行政関係部署職員による検討会 ・「避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲(案)」の整理(2. ③) ・「避難行動要支援者名簿の作成と活用」(2. ④)											

	令和4年度																										
	4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月		
検討事項																											
	◆2. 支援計画の策定																										
	●計画素案・様式作成				●計画案作成																						
	②北区の基本的な避難行動の在り方																										
	④避難行動要支援者名簿の作成と活用																										
	⑤個別避難計画の作成と活用																										
	⑦災害時における避難支援																										
	⑧避難所における避難支援																										
	⑨さらなる避難支援の取組																										
												◆パブリックコメントの実施															
												●資料準備				●実施期間				●意見の整理・反映							
検討委員会																											
					■第4回(5月中旬) (1)支援計画素案の確認(2) (2)北区の地域特性を踏まえた避難行動の在り方(2. ②) (3)個別避難計画の作成方針(2. ⑤) (4)支援者と要支援者の支援関係構築(2. ④、⑤、⑦) (5)自助・共助・公助それぞれの避難支援の在り方(2. ⑦)								■第5回(6月下旬) (1)これまでの検討経過の振り返り (2)支援計画案の確認、意見聴取(2) (3)北区の地域特性を踏まえた避難行動の在り方(2. ②)								■第6回(9月下旬) (1)支援計画案の確認(2)						
ヒアリング会 専門部会	第3回検討部会の実施 モデル地区の取組により 1か月ほど後ろ倒し				(6)避難行動支援に係る取組の今後の進め方(2. ⑤) (7)要支援者を含めた避難訓練(2. ⑨)																						
	□第2回(4月中旬) (1)北区の地域特性を踏まえた避難行動の在り方(2. ②) (2)避難行動要支援者名簿の登録普及や活用(2. ④) (3)個別避難計画の作成方針(2. ⑤) (4)支援者と要支援者の支援関係構築(2. ④、⑤、⑦)				□第3回(6月中旬) (1)北区の地域特性を踏まえた避難行動の在り方(2. ②) (2)支援者と要支援者の支援関係構築(2. ④、⑤、⑦) (3)要支援者を含めた避難訓練(2. ⑨) (4)福祉避難所の在り方(2. ⑧)																						